

1. アンケート調査結果等の詳細

1) アンケート調査の実施概要

「西宮市高齢者福祉計画・西宮市介護保険事業計画」を改定するにあたって、高齢者や介護関係者等を対象に以下の調査を実施しました。

①介護予防・日常生活圏域ニーズ調査（一般高齢者）

調査対象者	市内在住の65歳以上で要支援・要介護認定を受けていない人から7,000人を無作為抽出
配布方法	郵送による配布・回収
調査期間	令和5年（2023年）1月20日～2月10日
配布・回収状況	配布数：7,000件、有効回収数：4,224件、有効回収率：60.3%

②介護予防・日常生活圏域ニーズ調査（要支援認定者）

調査対象者	市内在住の65歳以上で要支援認定を受けている人から3,000人を無作為抽出
配布方法	郵送による配布・回収
調査期間	令和5年（2023年）1月20日～2月10日
配布・回収状況	配布数：3,000件、有効回収数：1,884件、有効回収率：62.8%

③在宅介護実態調査（要介護認定者、要介護認定者の主な介護者）

調査対象者	市内在住の要介護認定を受けていて在宅で生活をしている人から1,200人無作為抽出
配布方法	郵送による配布・回収
調査期間	令和5年（2023年）1月20日～2月10日
	配布数：1,200件、有効回収数：605件、有効回収率：50.4%

④ひとり暮らし高齢者実態把握調査

調査対象者	令和3年度（2021年度）に実施した民生委員・児童委員による高齢者実態把握調査において、ひとり暮らしと報告をうけた方のうち70歳以上で要介護認定を受けていない人から男女各900人無作為抽出
配布方法	郵送による配布・回収
調査期間	令和4年（2022年）12月15日～令和5年（2023年）1月18日
配布・回収状況	配布数：1,800件、有効回収数：1,067件、有効回収率：59.3%

⑤ケアマネジャー調査

調査対象者	市内の居宅介護支援事業所や小規模多機能型居宅介護事業所、看護小規模多機能型居宅看護事業所に勤務しているケアマネジャー ※上記事業所（162事業所）に4部ずつ
配布方法	郵送による配布・回収
調査期間	令和4年（2022年）12月15日～令和5年（2023年）1月6日
回収状況	333件

⑥高齢者向け住まいに関する調査

調査対象者	令和4年（2022年）12月1日現在、西宮市が把握している住宅型有料老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅（特定施設以外）40施設
配布方法	郵送による配布・回収
調査期間	令和4年（2022年）12月15日～令和5年（2023年）1月6日
配布・回収状況	配布数：40件、有効回収数：21件、有効回収率：52.5%

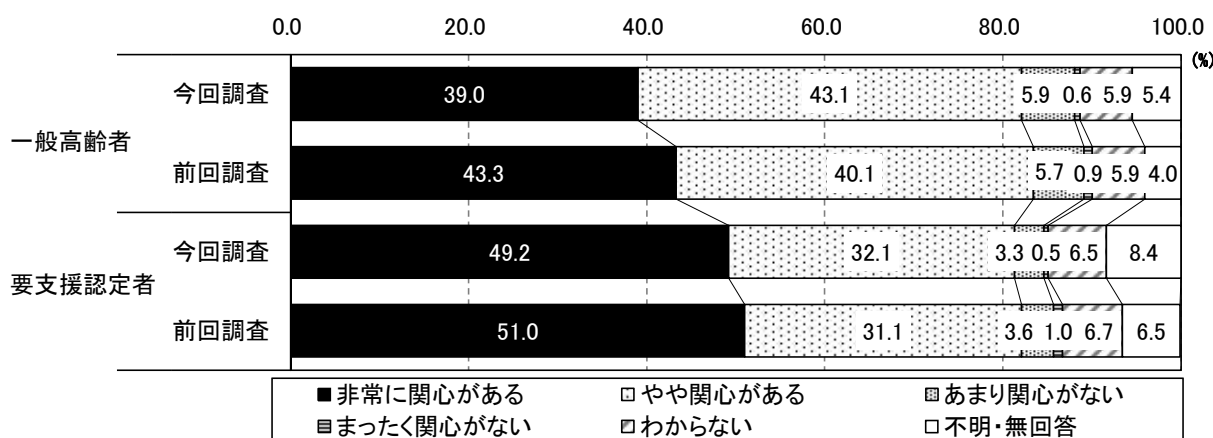
⑦介護人材実態調査

調査対象者	令和5年（2023年）1月1日現在、西宮市内で介護保険サービスを提供している事業所（介護予防・日常生活支援総合事業実施事業所を含む）
配布方法	郵送による配布・回収
調査期間	令和5年（2023年）2月2日～2月22日
配布・回収状況	配布数：701件、有効回収数：530件、有効回収率：75.6%

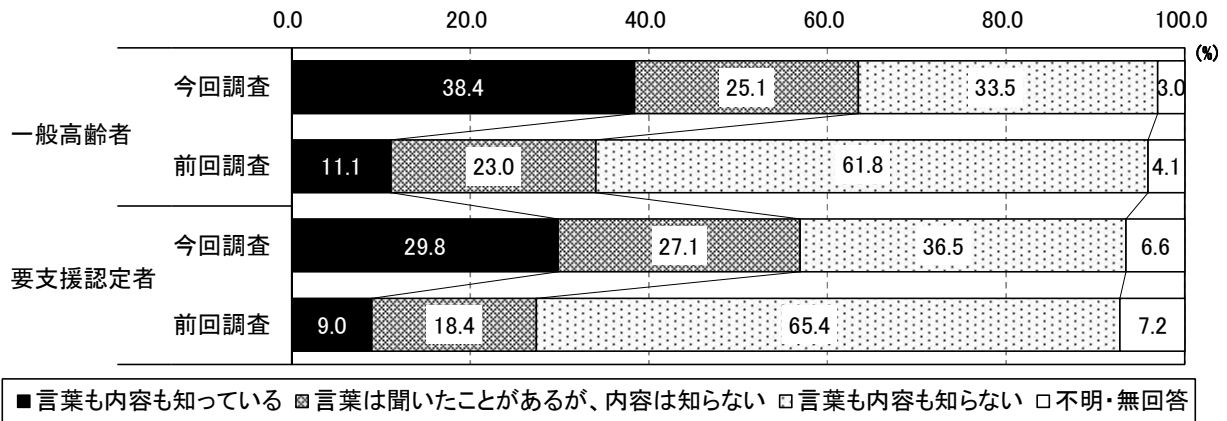
2) アンケート調査の結果概要

(1) 介護予防・日常生活圏域ニーズ調査、在宅介護実態調査の結果概要

①介護予防への関心

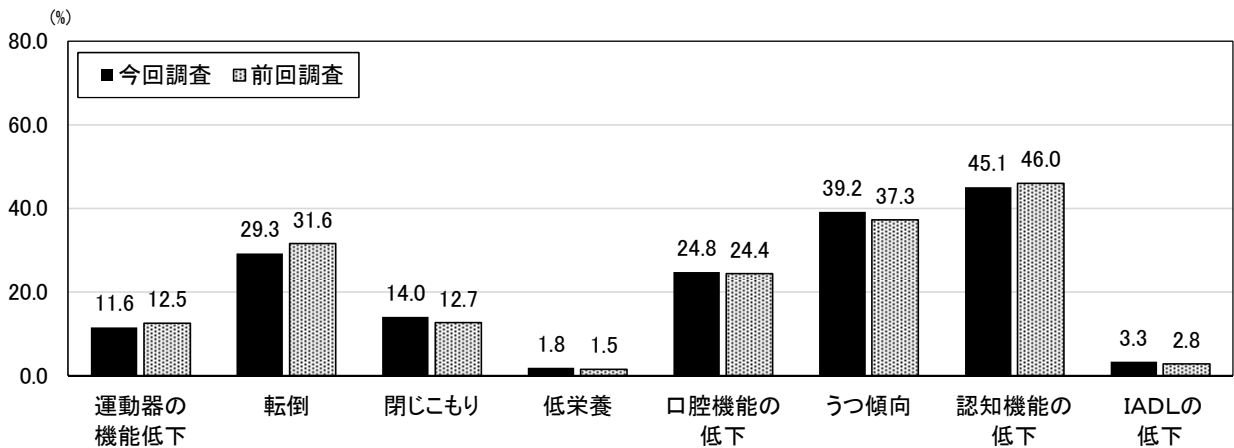


②フレイルの認知状況

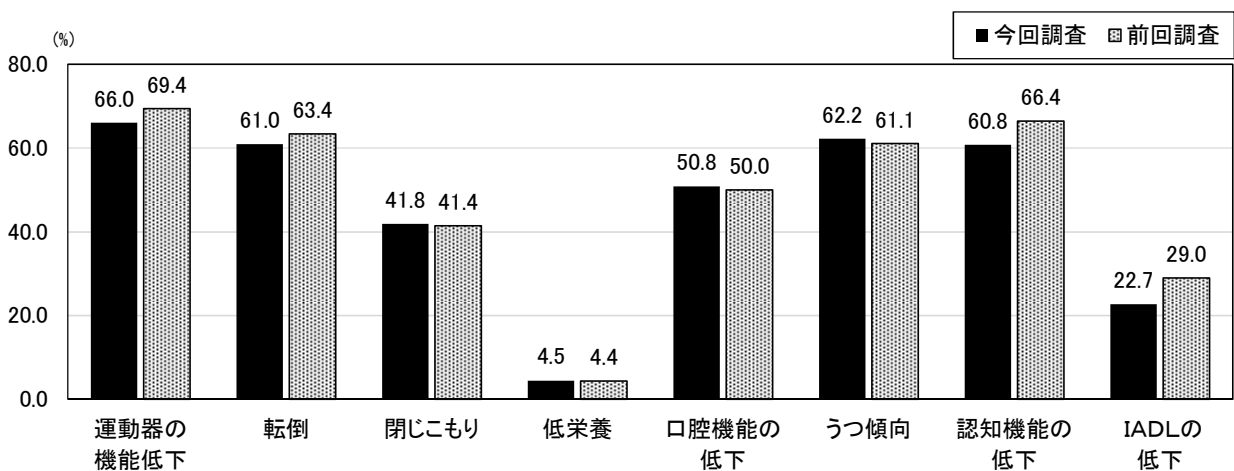


③要介護状態にあるリスク*がある人の割合

一般高齢者



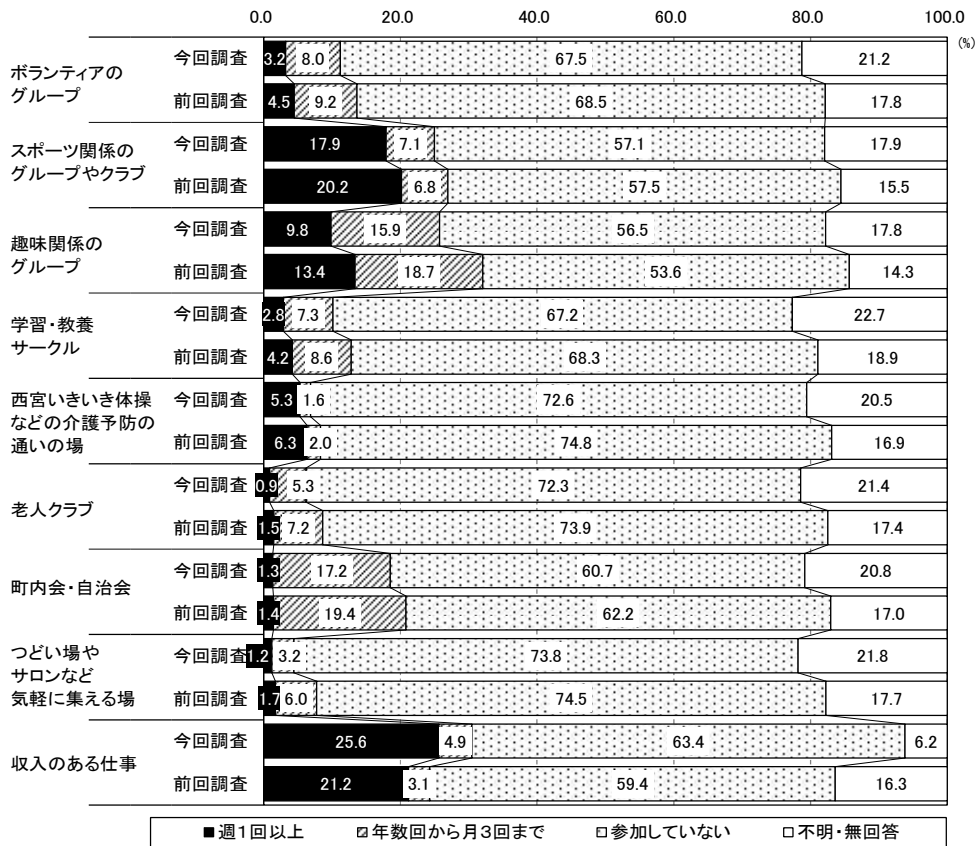
要支援認定者



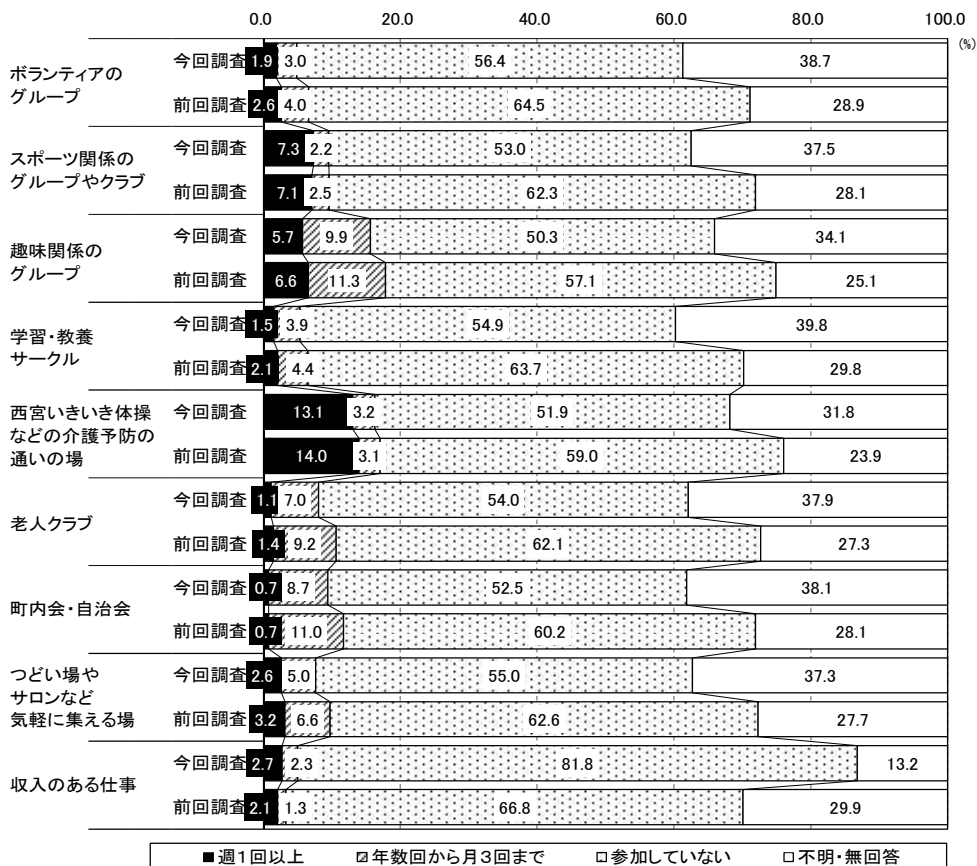
*介護予防・日常生活圏域ニーズ調査の結果から国の手引き等を踏まえ、要介護状態になるリスクを整理

④地域での活動への参加頻度

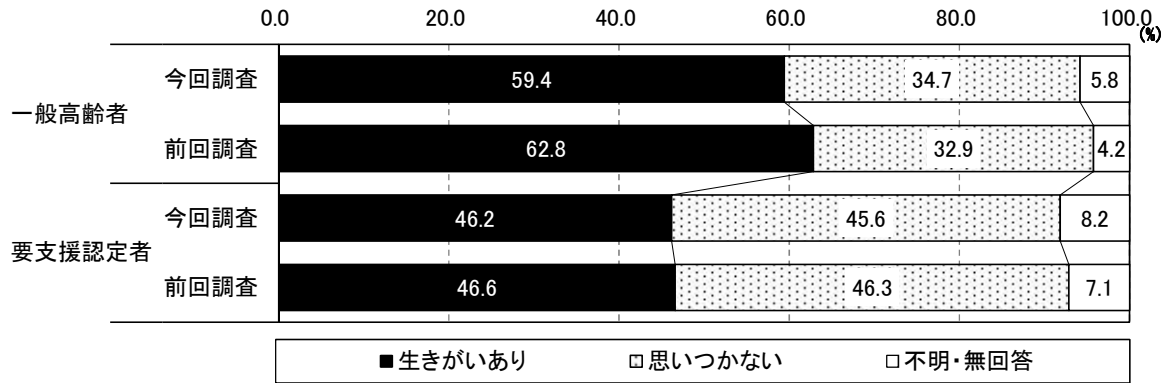
一般高齢者



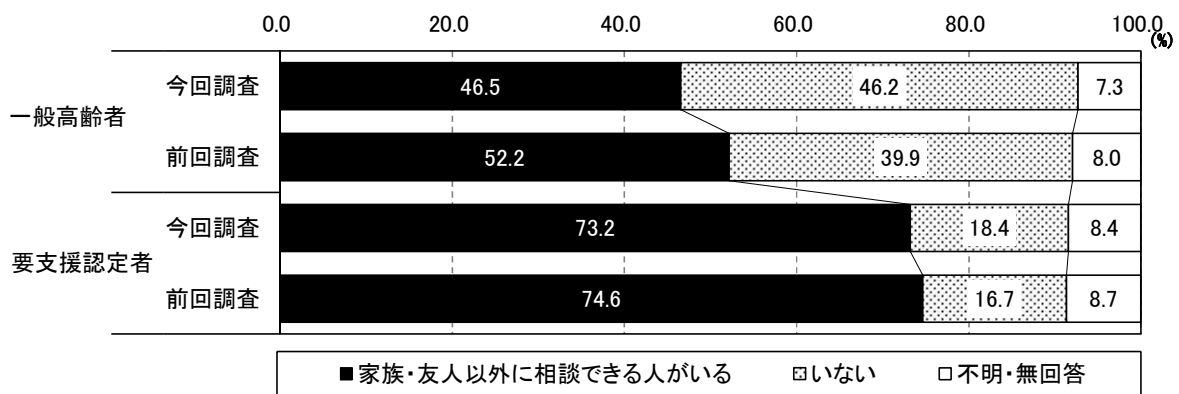
要支援認定者



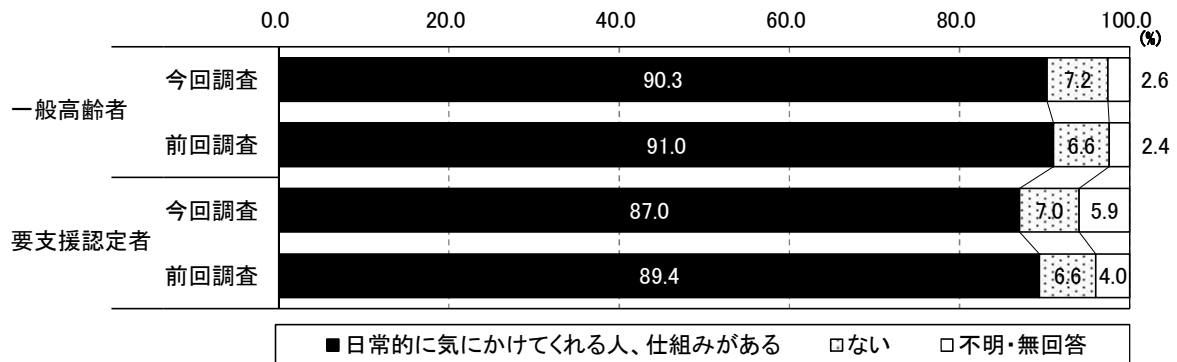
⑤生きがいの有無



⑥家族や友人・知人以外での相談相手について

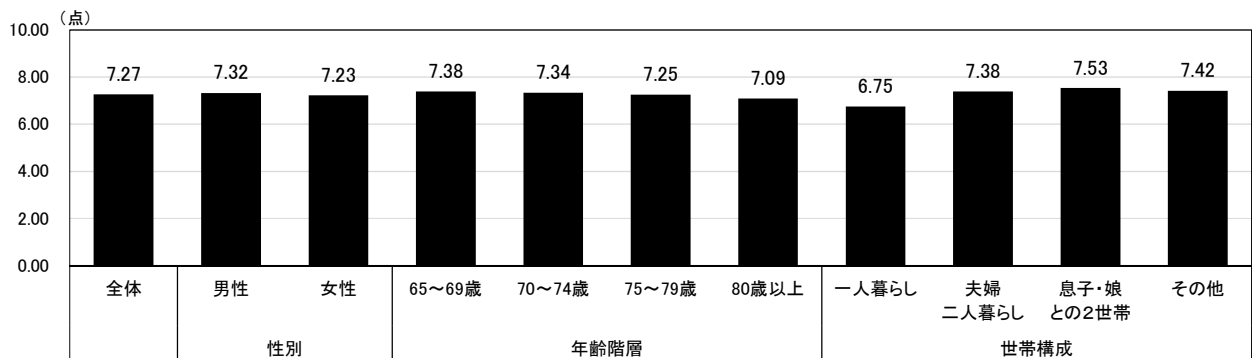


⑦日常的に気にかけてくれる人・何か起きた時に気づいてくれる仕組みの有無

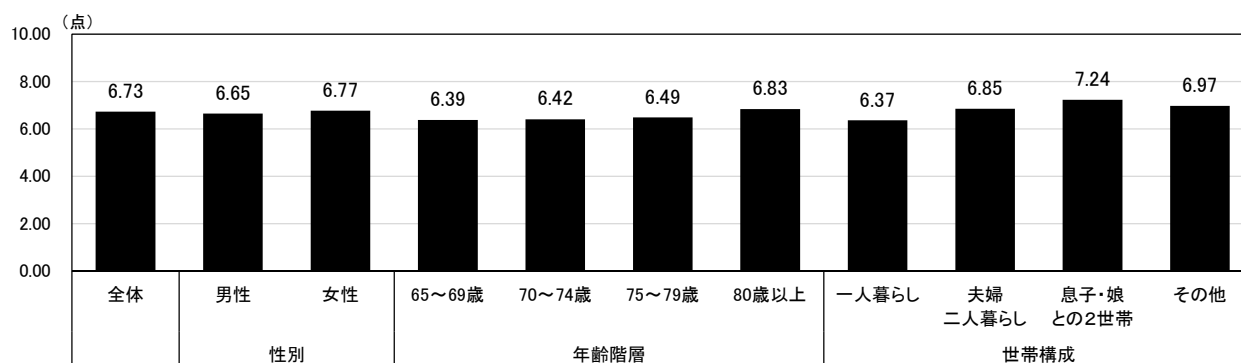


⑧地域で暮らしの安心度 (10点満点)

一般高齢者

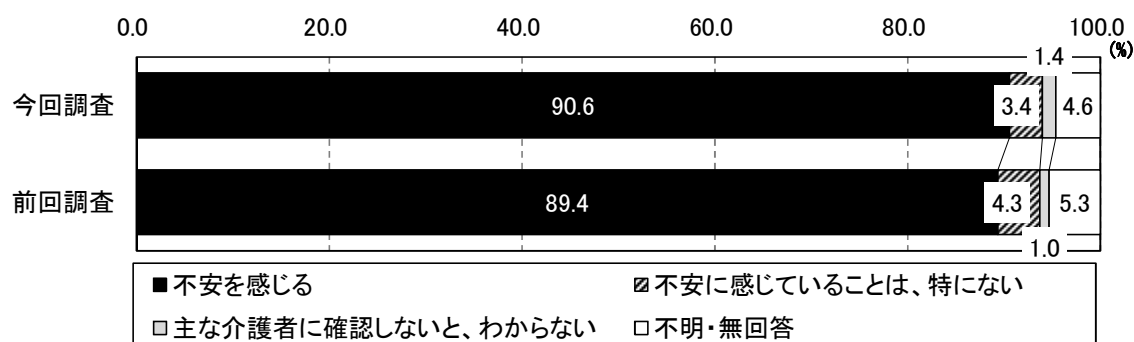


要支援認定者

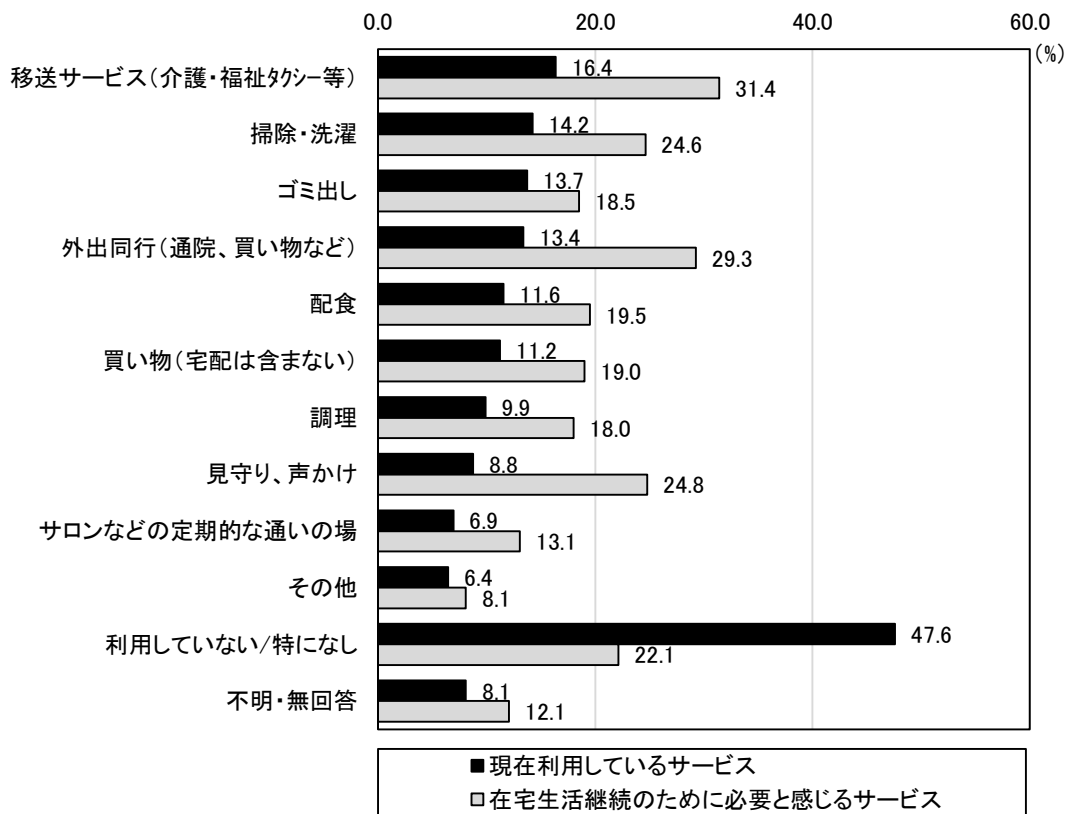


⑨在宅生活の継続に向けて主な介護者が不安に感じる介護

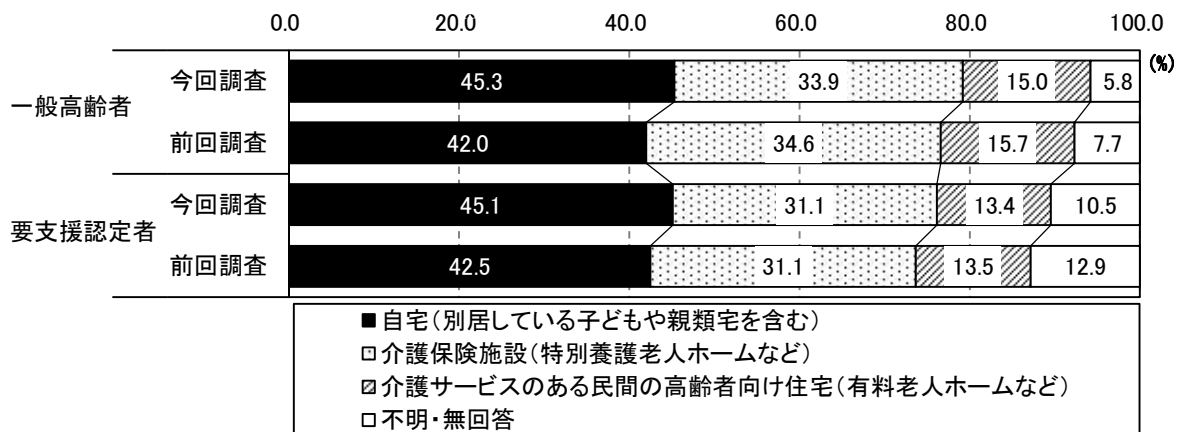
	全体(n=499)	要介護1・2(n=279)	要介護3以上(n=219)
認知症状への対応	39.4	40.5	37.9
夜間の排泄	33.9	26.9	42.9
入浴・洗身	31.7	29.7	34.2
日中の排泄	25.9	20.1	33.3
外出の付き添い、送迎等	25.9	28.7	22.4
食事の準備(調理等)	21.1	21.9	20.1
金銭管理や生活面に必要な諸手続き	19.9	21.1	18.3
屋内の移乗・移動	16.3	14.7	18.3
その他の家事(掃除、洗濯、買い物等)	15.1	18.3	11.0
服薬	13.1	15.4	10.0
衣服の着脱	10.0	9.3	11.0
医療面での対応(経管栄養、スーマ等)	9.8	7.5	12.8
食事の介助(食べる時)	9.2	5.4	14.2
身だしなみ(洗顔・歯磨き等)	7.4	6.8	8.2
その他	6.8	5.7	8.2
不安に感じていることは、特にない	3.4	4.7	1.8
主な介護者に確認しないと、わからない	1.4	2.2	0.5
不明・無回答	4.6	5.4	3.7



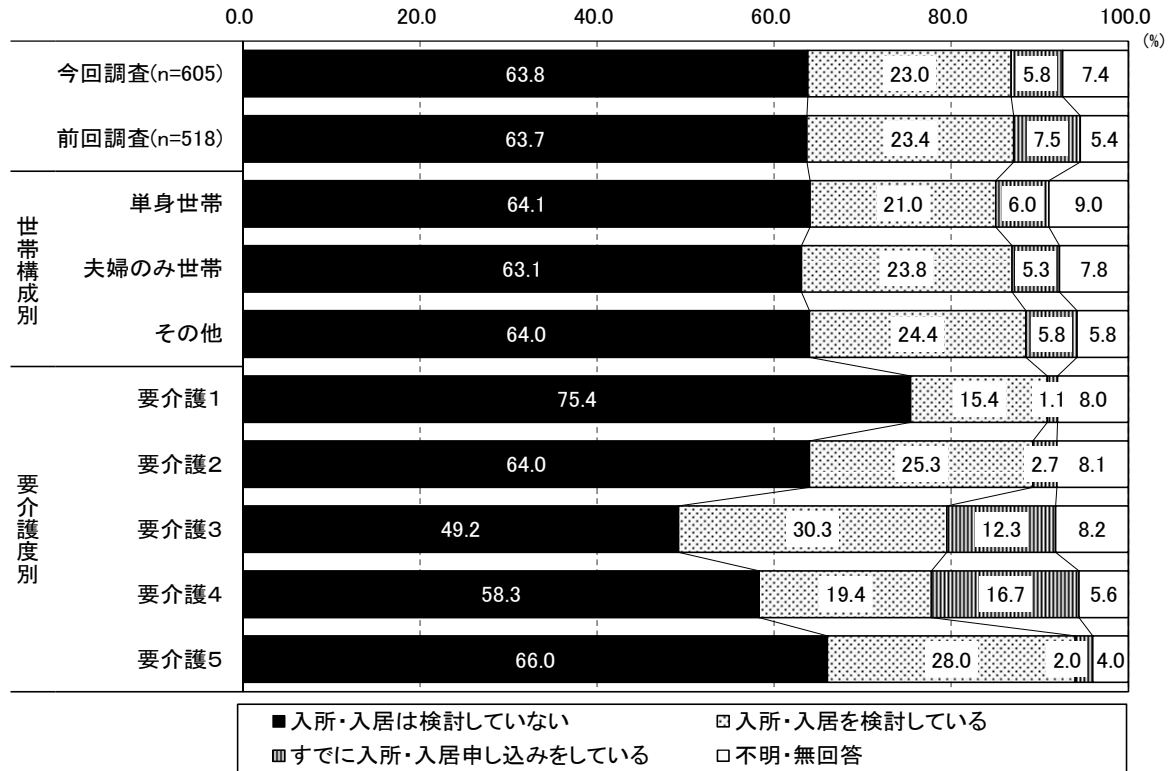
⑩介護保険外の支援・サービスの利用状況、ニーズ（要介護認定者）



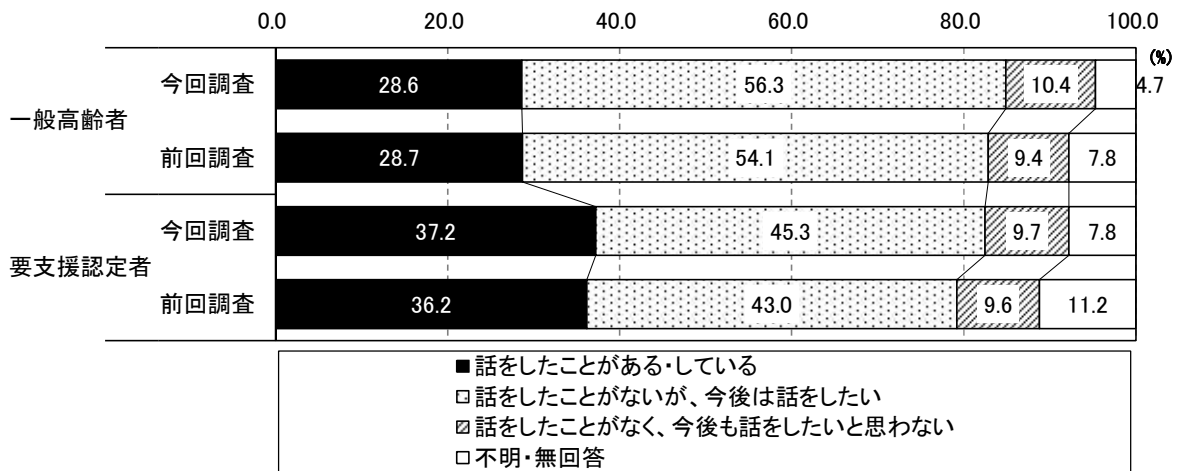
⑪介護が必要になったときに暮らしたい場所



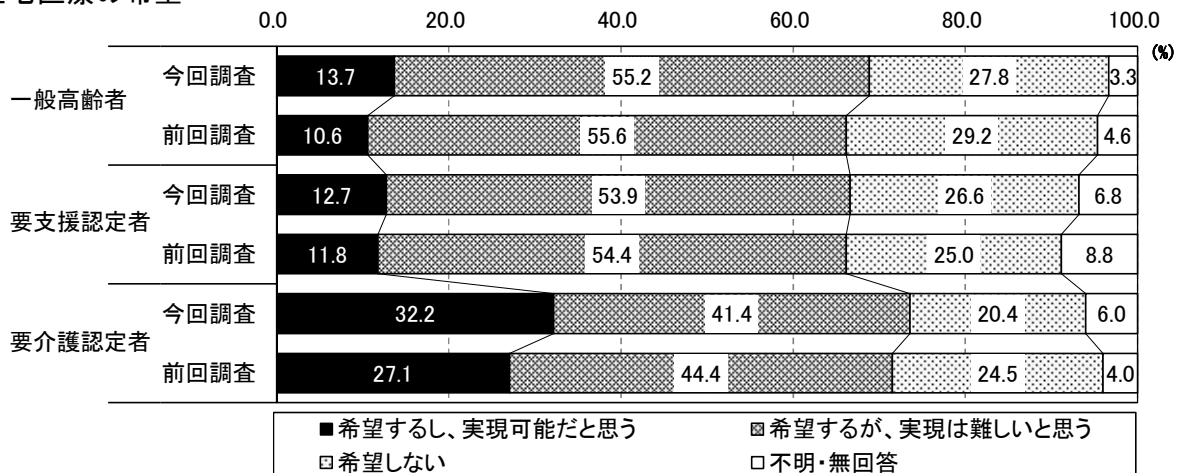
⑫施設等への入所・入居検討状況（要介護認定者）



⑬介護・療養についての家族等との話し合いの状況

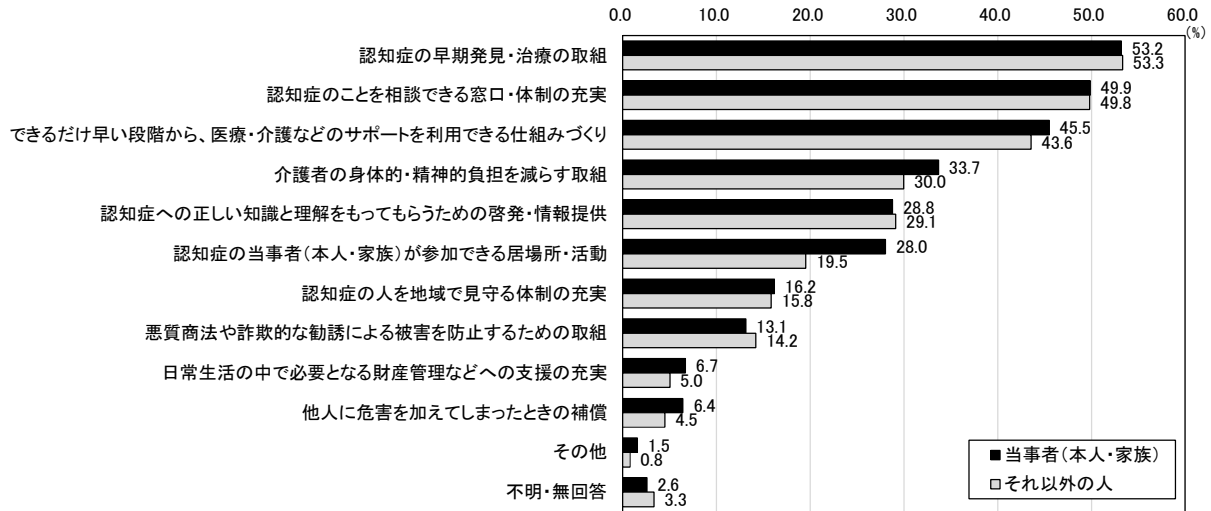


⑭在宅医療の希望



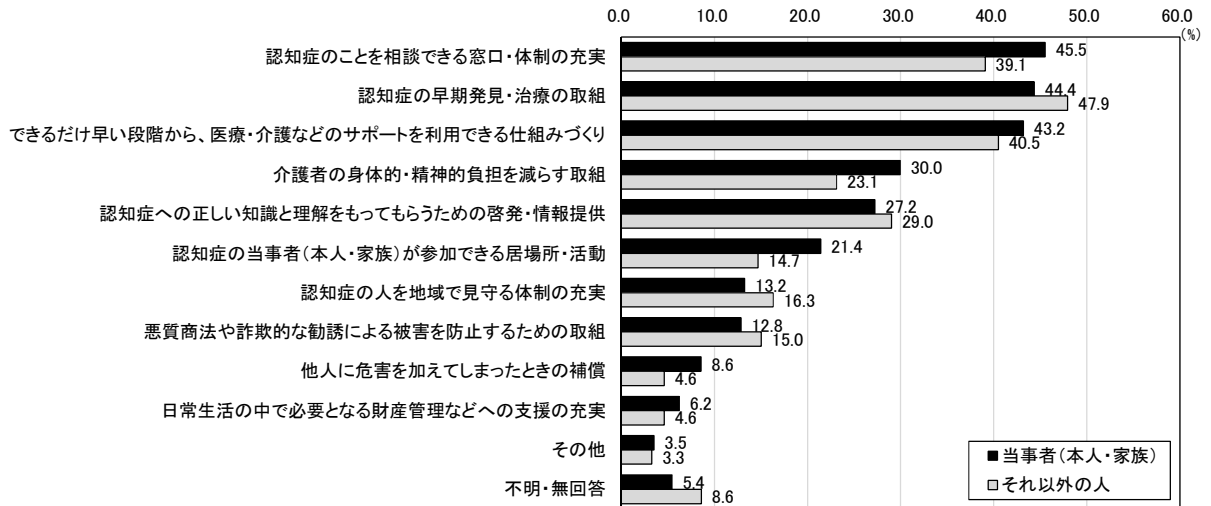
⑮必要な認知症支援策

一般高齢者

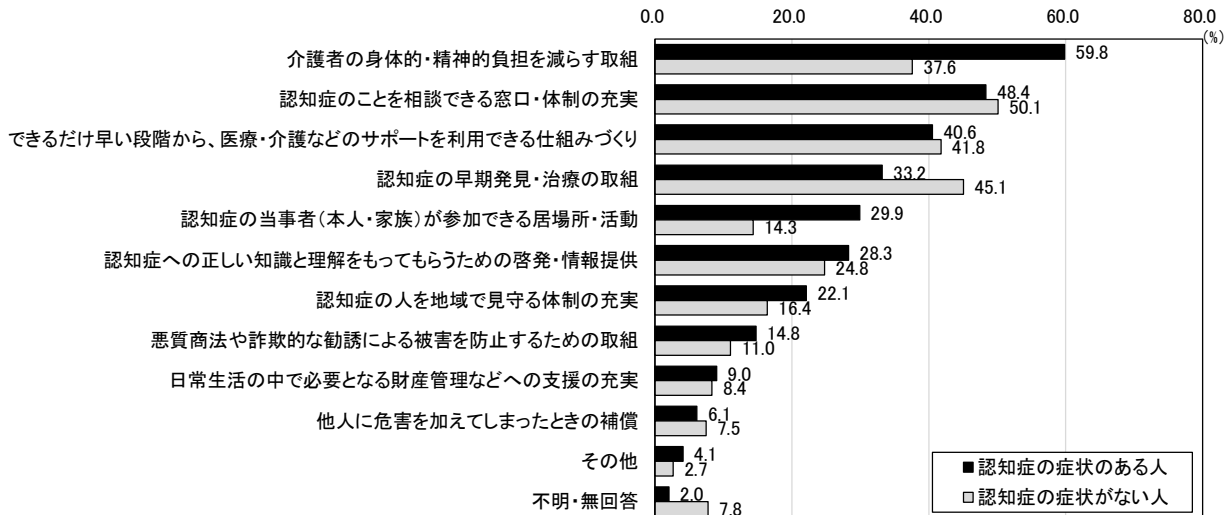


※当事者：本人または家族に認知症の人がいる人
 ※それ以外の人：本人または家族に認知症の人がいない人

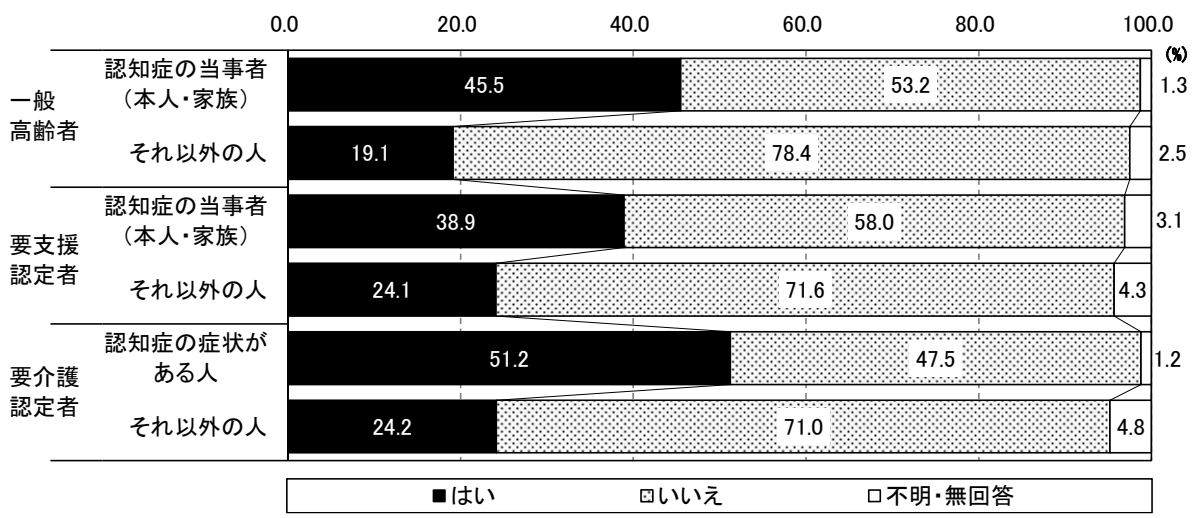
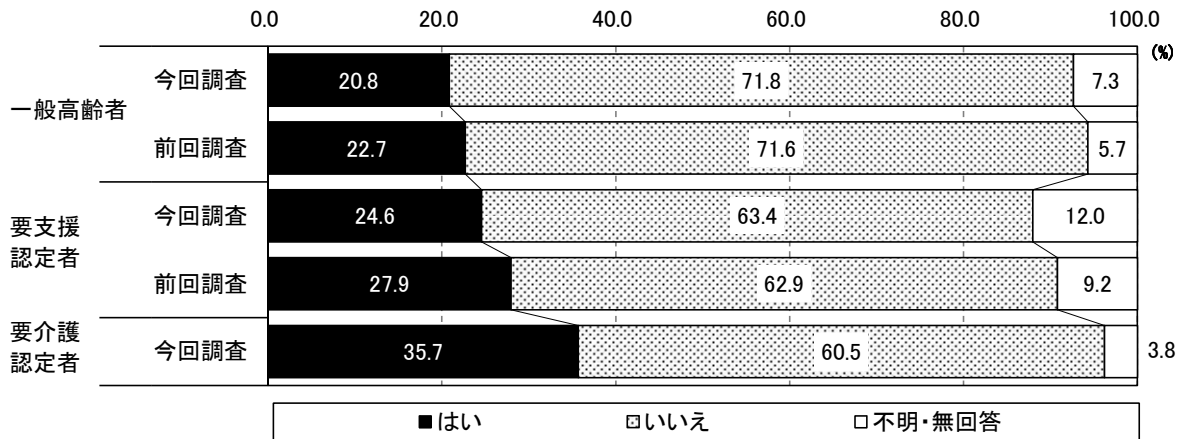
要支援認定者



要介護認定者

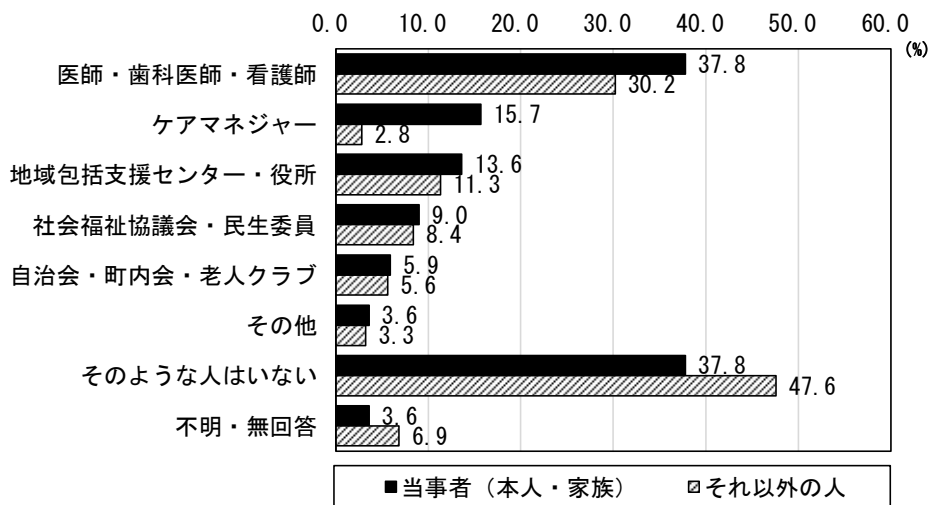


⑩認知症に関する相談窓口の認知状況

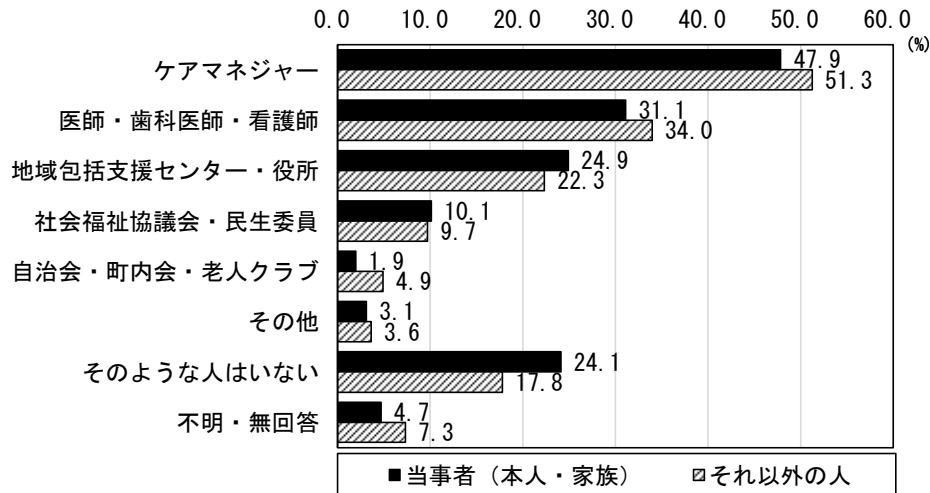


⑪家族や友人・知人以外での認知症に関する相談相手について

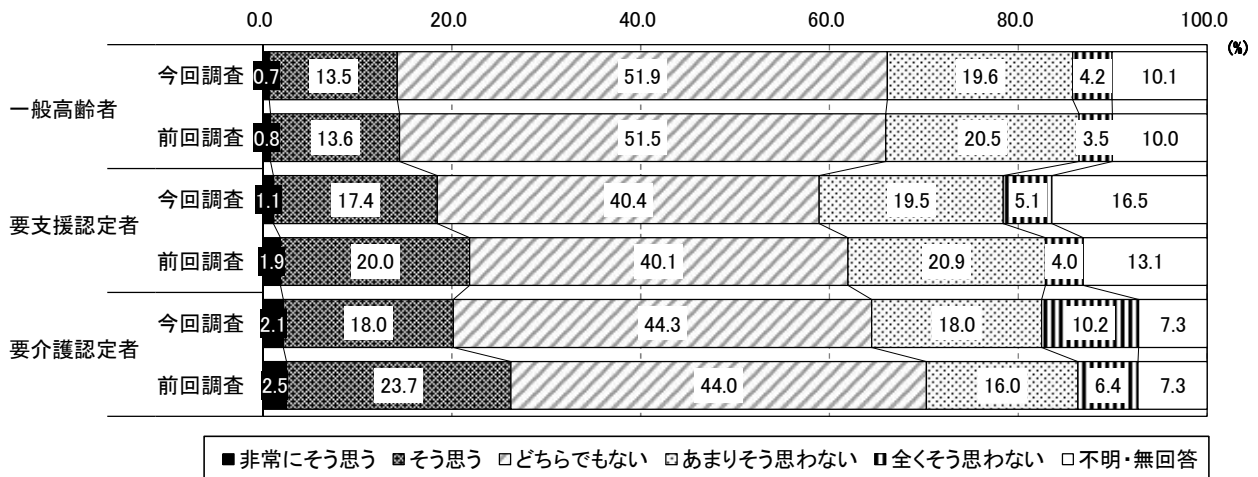
一般高齢者



要支援認定者



⑱西宮市が認知症の人にとって安心して暮らすことができるまちと思うか



⑲高齢社会に対応するために市が力を入れるべき施策

一般高齢者

	今回調査(n=4,224)	前回調査(n=3,809)
介護予防(要支援・要介護状態になることを予防する)の推進	42.2	41.7
高齢者あんしん窓口を中心とした相談体制の充実	38.6	32.4
施設やサービス付き高齢者向け住宅など住まいの整備	37.9	36.0
在宅医療・介護を一体的に提供できる体制づくり	37.3	34.6
介護保険サービスの質の向上	28.0	27.7
認知症支援の充実	24.0	21.6
ケアマネジャーなどの介護に関わる人の資質向上	20.3	19.0
近所や地域の支えあいや見守りの充実	13.6	13.9
地域住民が気軽に集い活動できる場づくり	12.0	13.0
高齢者虐待や成年後見制度利用などの権利擁護に関する相談支援体制の充実	4.7	4.7
その他	2.5	2.6
不明・無回答	6.3	9.1

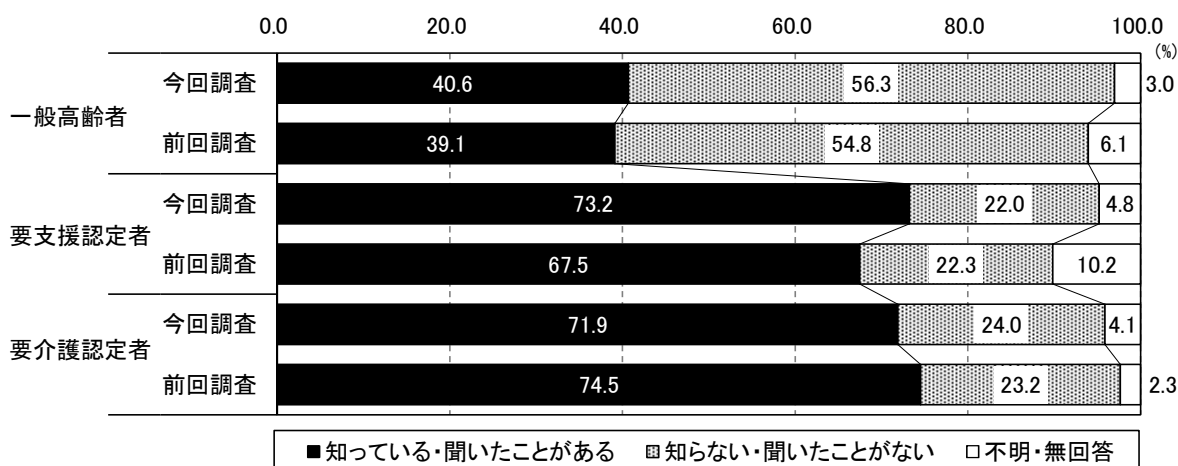
要支援認定者

	今回調査(n=1,884)	前回調査(n=3,111)
介護予防(要支援・要介護状態になることを予防する)の推進	40.8	41.8
高齢者あんしん窓口を中心とした相談体制の充実	39.3	36.1
在宅医療・介護を一体的に提供できる体制づくり	31.6	29.1
施設やサービス付き高齢者向け住宅など住まいの整備	30.9	33.4
介護保険サービスの質の向上	26.1	26.6
ケアマネジャーなどの介護に関わる人の資質向上	23.4	21.8
認知症支援の充実	18.2	18.2
近所や地域の支えあいや見守りの充実	15.5	15.5
地域住民が気軽に集い活動できる場づくり	12.9	10.7
高齢者虐待や成年後見制度利用などの権利擁護に関する相談支援体制の充実	4.4	4.1
その他	3.0	3.3
不明・無回答	9.2	11.3

要介護認定者

	今回調査(n=605)	前回調査(n=518)
認知症支援の充実	37.5	36.3
施設やサービス付き高齢者向け住宅など住まいの整備	34.2	36.5
在宅医療・介護を一体的に提供できる体制づくり	33.9	29.7
介護保険サービスの質の向上	32.9	34.4
介護予防(要支援・要介護状態になることを予防する)の推進	29.6	31.3
ケアマネジャーなどの介護に関わる人の資質向上	29.6	23.6
高齢者あんしん窓口を中心とした相談体制の充実	27.3	25.1
近所や地域の支えあいや見守りの充実	17.7	19.3
地域住民が気軽に集い活動できる場づくり	10.6	8.9
高齢者虐待や成年後見制度利用などの権利擁護に関する相談支援体制の充実	5.3	5.0
その他	4.0	3.3
不明・無回答	5.0	4.8

⑳高齢者あんしん窓口（地域包括支援センター）の認知状況



②1 高齢者あんしん窓口（地域包括支援センター）の機能・役割の認知状況

	一般高齢者		要支援認定者		要介護認定者	
	今回調査 (n=1,717)	前回調査 (n=1,209)	今回調査 (n=1,379)	前回調査 (n=2,099)	今回調査 (n=435)	前回調査 (n=386)
高齢者の総合的な相談を行っている	76.5	73.7	71.7	70.8	76.8	79.5
介護予防の支援や相談を行っている	53.1	52.7	60.8	63.9	54.3	54.4
認知症に関する相談を行っている	34.7	34.9	22.7	24.3	31.3	33.7
地域のネットワークを活用し、高齢者の実態把握を行っている	14.1	13.2	13.3	13.2	14.0	15.8
悪質な訪問販売などによる消費者被害の防止と対応に関する取組を行っている	9.1	8.8	6.1	8.7	8.0	7.8
成年後見制度の周知活動を行っている	8.4	8.5	5.1	4.5	5.7	5.7
高齢者虐待の早期発見や対応に関する取組を行っている	8.3	7.6	4.7	4.7	4.8	6.7
いずれもよく知らない	12.8	13.4	9.9	9.9	14.5	9.6
不明・無回答	2.7	2.0	4.4	3.4	1.6	2.8

(2) ひとり暮らし高齢者実態把握調査の結果概要

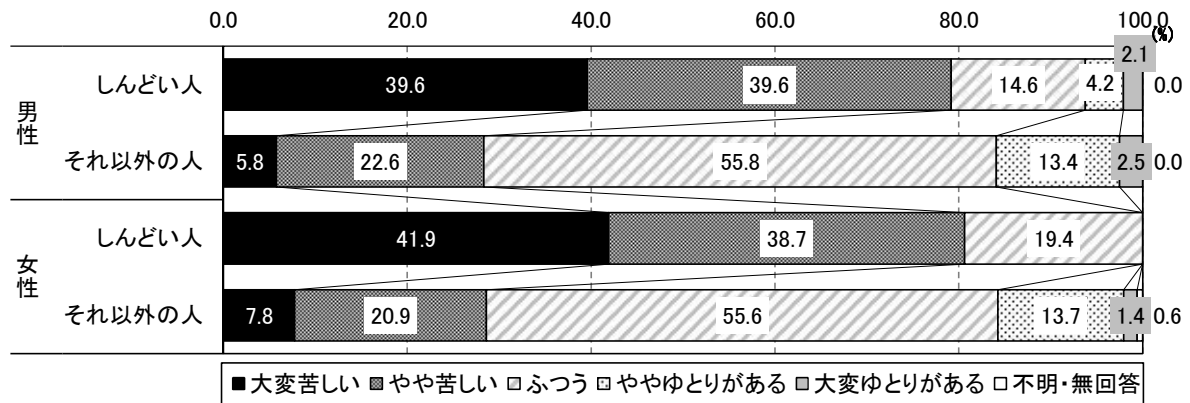
ひとり暮らし高齢者のなかでさらに「しんどい人」を以下のように定義し、それ以外のひとり暮らし高齢者と比較分析を実施。

「しんどい人」＝「孤独感があり※¹」かつ「幸福度4点以下※²」と定義

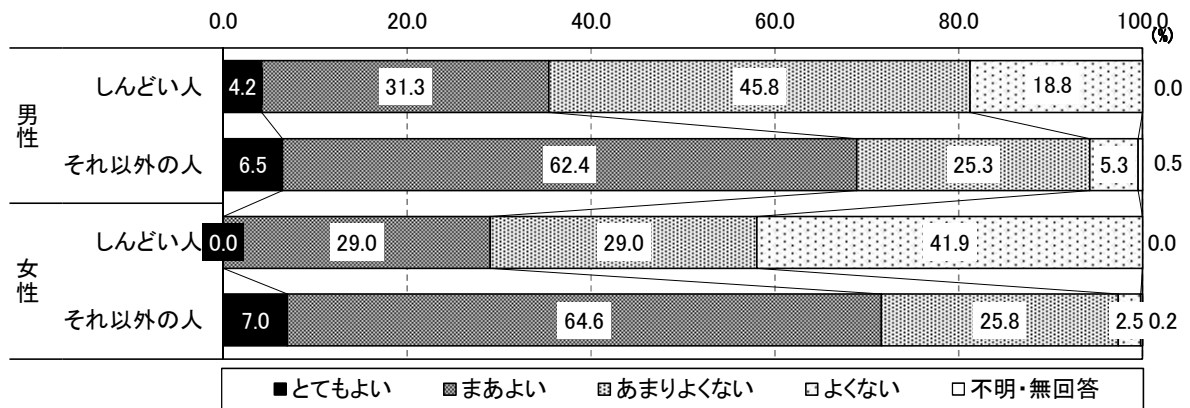
※1：ひとり暮らし高齢者実態把握調査の「居場所がない・問題をひとりで抱えていると感じますか」で「1. 強く感じる」または「2. 少し感じる」と回答した人。

※2：ひとり暮らし高齢者実態把握調査の「あなたは、現在どの程度幸せですか」において、幸福度を0～10点（点数が高いほど幸福）で0～4点と回答した人。（5点の回答が最も多かったため4点以下を“しんどい”層と設定）

①経済状況



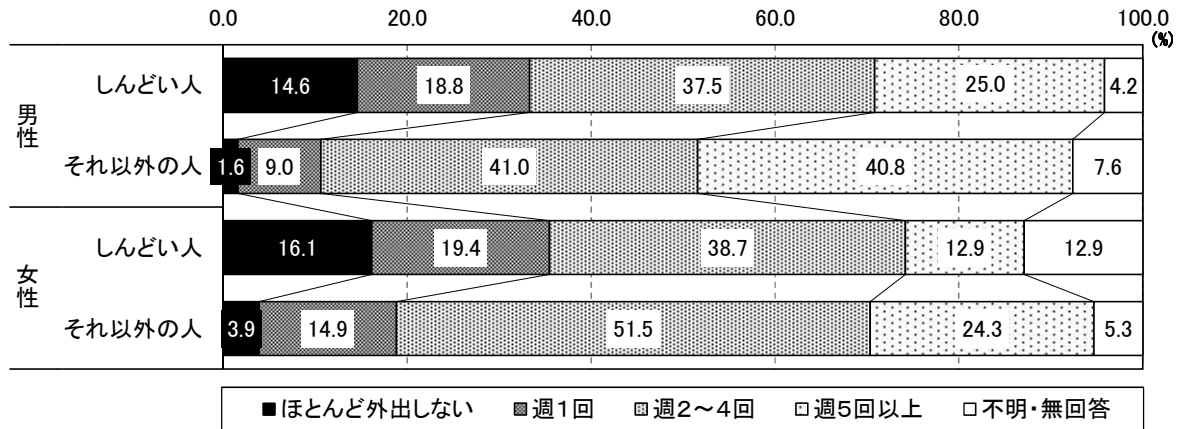
②健康状態



③福祉・介護などで困った時の相談相手・相談先

	男性		女性	
	しんどい人 (n=48)	それ以外の人 (n=434)	しんどい人 (n=31)	それ以外の人 (n=489)
公的な相談窓口(高齢者あんしん窓口・市役所など)	37.5	38.0	22.6	48.9
民生委員・児童委員	29.2	21.7	12.9	23.1
家族や親戚	27.1	60.1	51.6	75.1
医療機関(病院・診療所など)や薬局	22.9	35.7	25.8	31.1
友人・知人・職場の同僚	16.7	20.7	12.9	24.5
福祉施設やサービス事業所	8.3	16.6	16.1	17.0
近所の人	6.3	13.6	9.7	20.4
社会福祉協議会	6.3	4.6	3.2	3.3
その他	0.0	1.2	0.0	1.4
誰(どこ)に相談すればよいか、わからない	14.6	4.1	3.2	1.0
誰(どこ)にも相談するつもりはない	2.1	2.5	3.2	0.4
不明・無回答	0.0	0.9	6.5	1.2

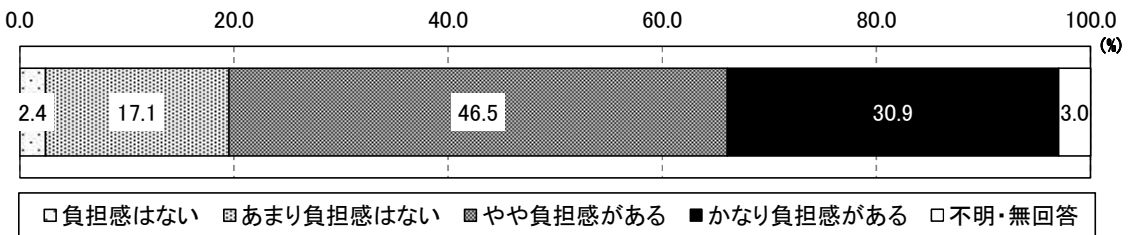
④外出の状況



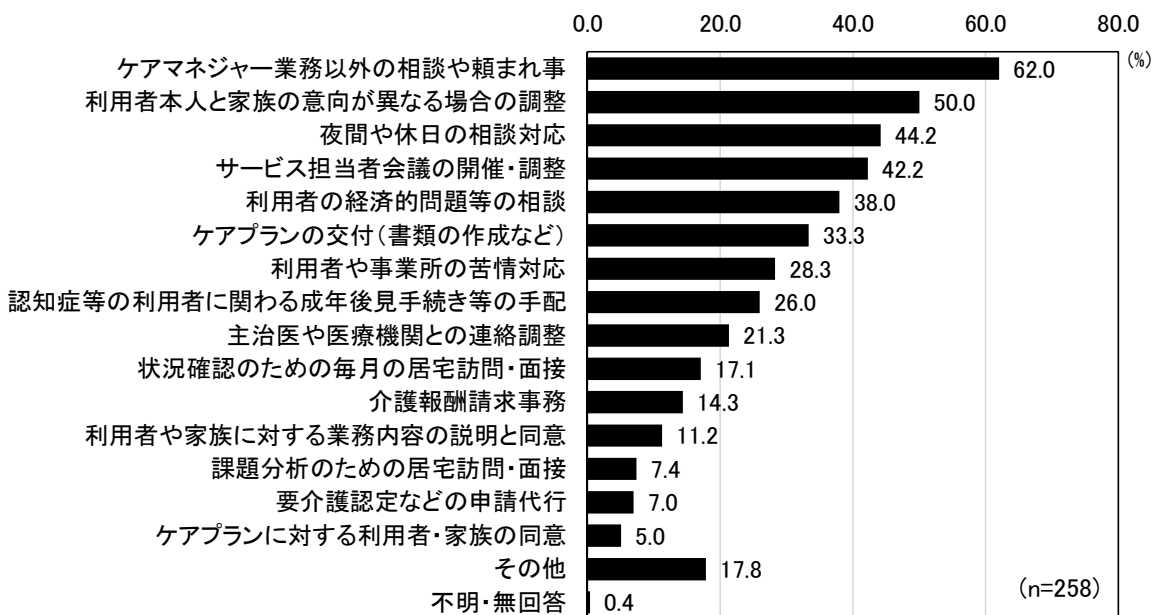
(3) ケアマネジャー調査の結果概要

①ケアマネジャーの負担感について

■業務全般に関する負担感の状況

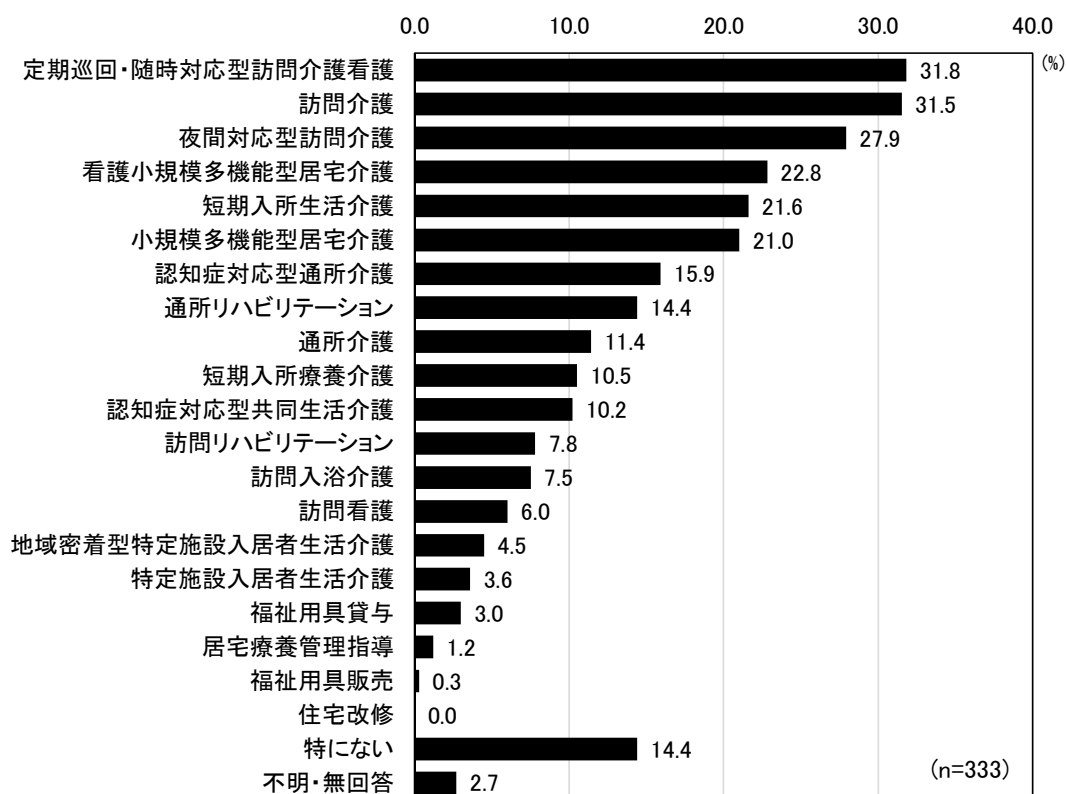


■負担となっている業務内容



②担当している利用者が最も多い日常生活圏域のサービスの状況について

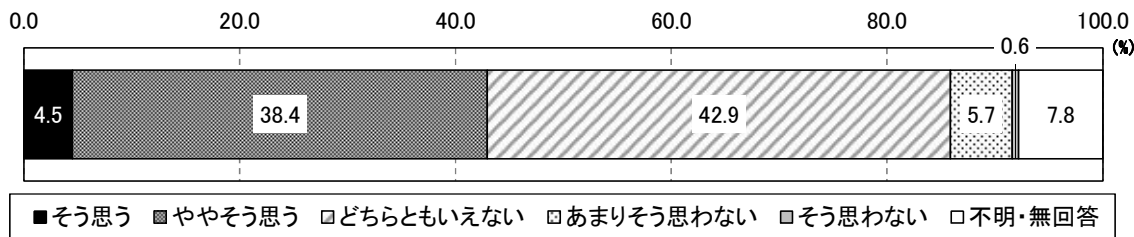
■特に不足していると思われる介護保険サービス



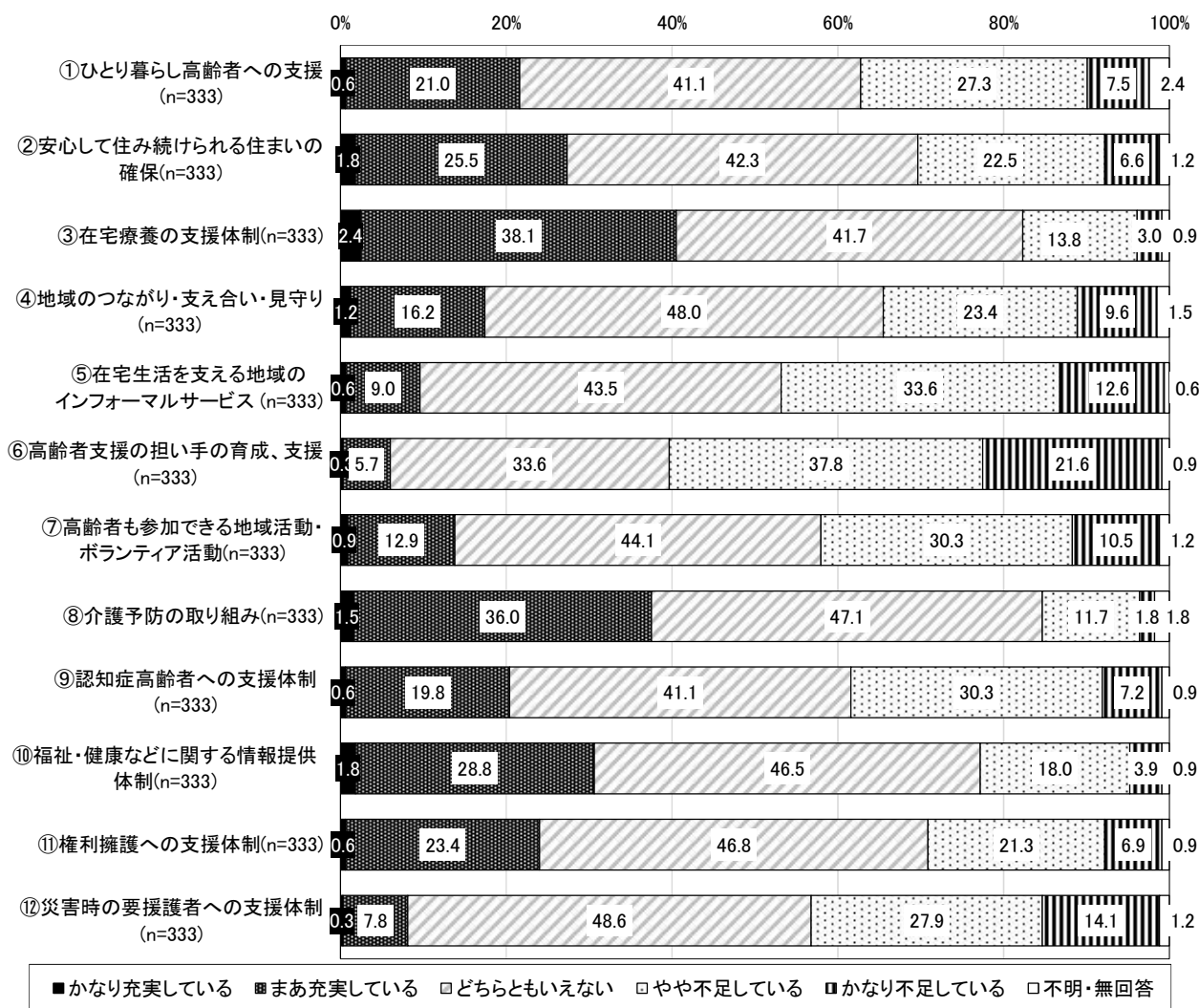
■在宅生活を支えるために特に必要と感じるサービス（インフォーマルサービス含む）

要支援認定の利用者		要介護認定の利用者	
相談・話し相手の訪問サービス	43.2	緊急時の短期入所サービス	39.3
病院への送迎・通院介助	35.7	夜間のホームヘルプサービス	36.9
見守りや安否確認等の声かけ	35.4	病院への送迎・通院介助	33.3
ごみ出し、掃除、買い物等の訪問サービス	32.4	歯科・眼科・神経内科・精神科などの訪問診療	27.3
移送・送迎、外出支援サービス	28.8	医療対応のある通所サービス	20.4
入浴のみの短時間の通所サービス	21.3	入浴のみの短時間の通所サービス	18.3
リハビリのみの短時間の通所サービス	15.9	家族が休むための短期入所サービス	16.8
歯科・眼科・神経内科・精神科などの訪問診療	9.9	見守りや安否確認等の声かけ	16.2
緊急時の短期入所サービス	9.9	移送・送迎、外出支援サービス	15.6
子どもと交流する通所サービス	8.4	ごみ出し、掃除、買い物等の訪問サービス	9.6
食事のみの短時間の通所サービス	7.8	夜間の訪問看護	9.3
家族が休むための短期入所サービス	3.6	相談・話し相手の訪問サービス	8.4
夜間のホームヘルプサービス	3.3	食事のみの短時間の通所サービス	3.0
医療対応のある通所サービス	2.1	リハビリのみの短時間の通所サービス	2.4
夜間の訪問看護	0.6	子どもと交流する通所サービス	1.8
訪問理美容サービス	0.6	訪問理美容サービス	1.8
その他	2.7	その他	2.7
特にない	0.0	特にない	0.0
不明・無回答	6.6	不明・無回答	9.3

③自立支援に向けたケアプランの作成が十分にできているか

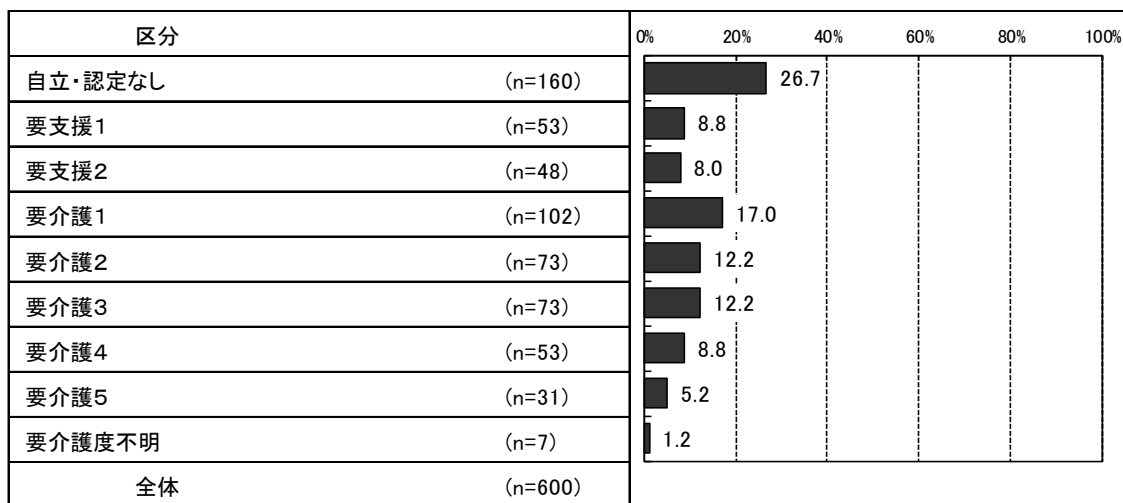


④ケアマネジャーから見た西宮市の高齢者支援について



(4) 高齢者向け住まいに関する調査の結果概要

①入居者の要介護度の状況



②認知症の症状がみられる人^{※1}の状況

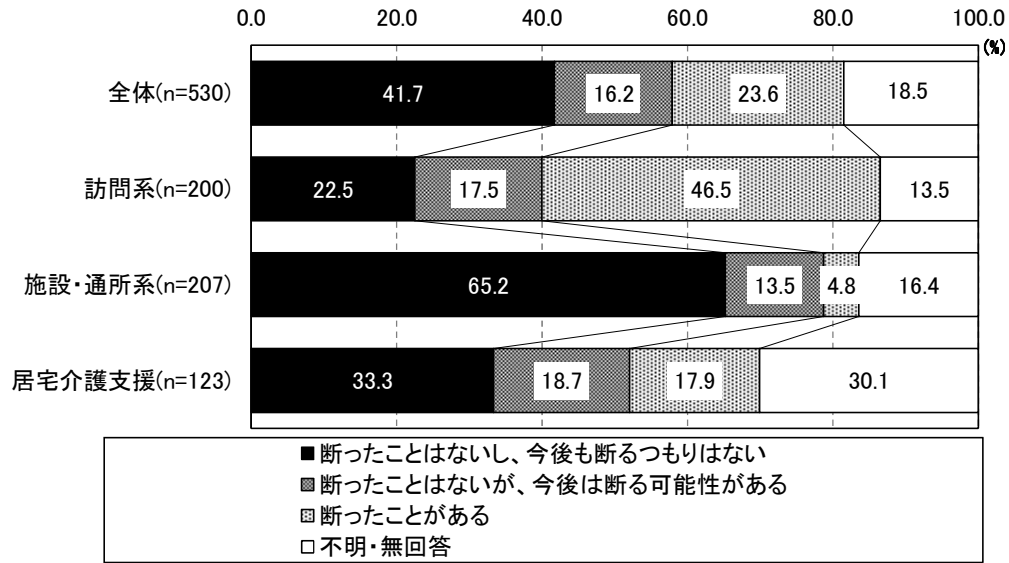
	自立・認定なし	要支援1	要支援2	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5	不明要介護度	全体
入居者数 ^{※1}	127人	46人	43人	86人	60人	63人	47人	26人	7人	505人
うち認知症の症状がみられる方の人数 ^{※2}	6人	3人	7人	53人	34人	41人	38人	25人	3人	210人
入居者数に占める割合	4.7%	6.5%	16.3%	61.6%	56.7%	65.1%	80.9%	96.2%	42.9%	41.6%

※1：認知症の症状がみられる方を把握している施設の入居者数

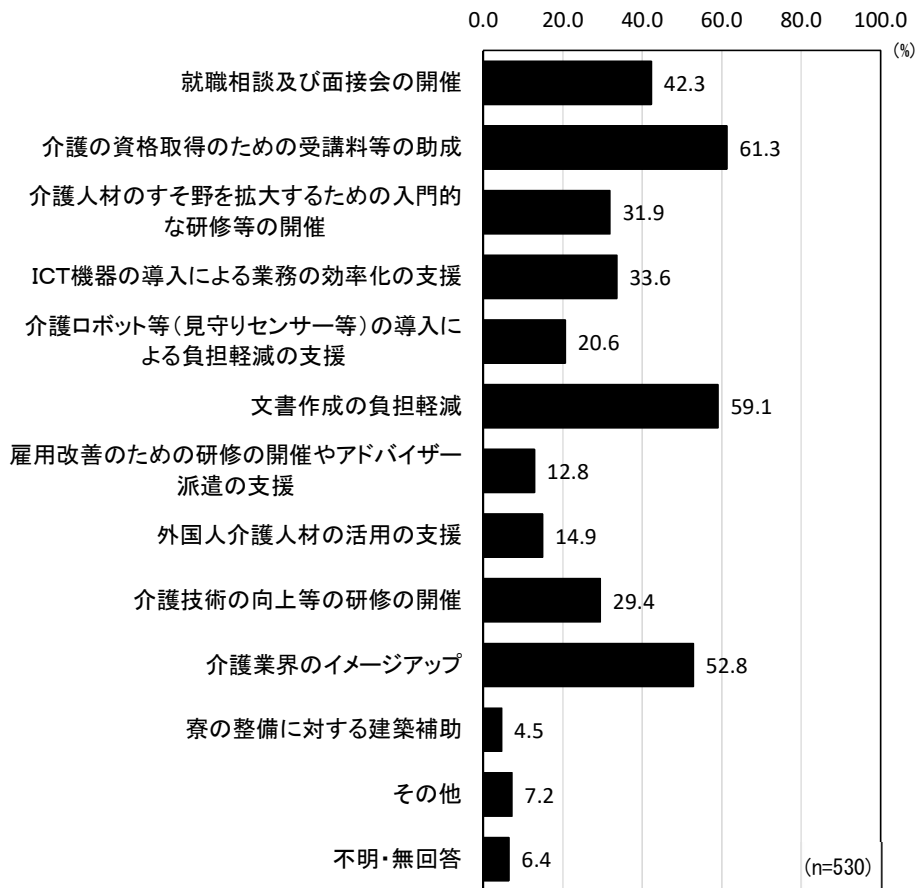
※2：高齢者の認知症高齢者の日常生活自立度Ⅱb（見られる症状・行動例：服薬管理ができない、電話の応対や訪問者との対応など一人で留守番ができない等）以上

(5) 介護人材実態調査の結果概要

①職員不足を理由にサービス提供を断ったことの有無



②市に求める介護人材確保に向けた取組



2. 第8期計画の成果指標と活動指標の状況

「西宮市高齢者福祉計画・西宮市介護保険事業計画（令和3年度（2021年度）～令和5年度（2023年度）」の各基本目標で設定した成果指標と活動指標の状況を整理すると、次のようになります。

なお、第8期計画期間中は、新型コロナウイルス感染症防止対策のため、市の活動を一部停止、または縮小し対応にあっております。

第8期計画 基本目標1 介護予防の推進と生きがいくくり・社会参加の促進

成果指標		令和2年度 (2020年度)	令和5年度 (2023年度)		評価	
		実績	目標	実績		
1) 高齢者の 身体機能の 維持・向上	①運動器機能リスク高齢者の割合	12.5%	↓	11.6%	B	
	②転倒リスク高齢者の割合	31.6%	↓	29.3%	B	
	③認知機能の低下リスク高齢者の割合	46.0%	↓	45.1%	B	
2) 高齢者の 社会参加・ 活動的な 生活習慣の 実現	①閉じこもりリスク高齢者の割合	12.7%	↓	14.0%	B	
	②地域での会・グループ活動 に参加している高齢者の 割合	一般	67.6%	↑	68.2%	B
		要支援	47.0%	↑	43.8%	C
	③つどい場やサロンなど気軽 に集える場に月1回以上 参加している高齢者の割合	一般	4.8%	↑	2.8%	C
		要支援	6.7%	↑	5.2%	B
	④生きがいがある人の割合	一般	62.8%	↑	59.4%	C
要支援		46.6%	↑	46.2%	B	

※評価については、A:改善、B:変化なし、C:悪化

施策の展開内容	活動指標		令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)見込
1. 介護予防と 健康づくりの 充実	「西宮いきいき体操」 自主グループ数	目標	275グループ	290グループ	305グループ
		実績	254グループ	253グループ	275グループ
	「西宮いきいき体操」 参加者数	目標	8,300人	8,800人	9,300人
		実績	7,212人	7,168人	8,300人
	介護予防サポーター養成講座修了者数（累計）	目標	2,600人	2,750人	2,900人
		実績	2,445人	2,604人	2,750人
2. 生きがいくくり と社会参加の 促進	「つどい場」の箇所数	目標	65か所	75か所	85か所
		実績	52か所	54か所	65か所
	共生型地域交流拠点の 設置数	目標	10か所	15か所	20か所
		実績	6か所	7か所	9か所

第8期計画 基本目標2 日常生活を支援する体制の整備・強化

成果指標			令和2年度 (2020年度)	令和5年度 (2023年度)		評価
			実績	目標	実績	
1) 支え合い、 助け合える 地域の実現	①家族や友人・知人以外に 相談できる人がいる人 の割合	一般	52.1%	↗	46.5%	C
		要支援	74.6%	↗	73.2%	B
	②愚痴を聞いてくれる人・ 聞いてあげる人・看病を してくれる人・してあげ る人のいずれもない 人の割合	一般	1.2%	↘	1.7%	B
		要支援	2.0%	↘	2.7%	B
	③日常的にご自身のこと を気にかけてくれる人 がいる、仕組みがある人 の割合	一般	91.0%	↗	90.3%	B
		要支援	89.4%	↗	87.0%	B
2) 介護者の負担軽減	①在宅の継続に向けて不安を感じる 主な介護者の割合		89.4%	↘	90.6%	B

※評価については、A:改善、B:変化なし、C:悪化

施策の展開内容	活動指標		令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)見込
			目標	実績	目標
1. 日常生活を支援する サービス等の充実	協力事業者による高齢者 見守り事業協力事業者数	目標	150事業所	170事業所	190事業所
		実績	118事業所	125事業所	140事業所
2. 地域での支え合い、 助け合いによる支援 活動等の推進	共生型地域交流拠点の 設置数	目標	10か所	15か所	20か所
		実績	6か所	7か所	9か所

第8期計画 基本目標3 介護サービスの充実と適正・円滑な運営

成果指標			令和2年度 (2020年度)	令和5年度 (2023年度)		評価
			実績	目標	実績	
1. 重度化防止等の 実現	①要介護状態の悪化率		24.15%	↘	-	-
	②要介護認定基準時間の変化		平均 58.13分	↘	-	-

※評価については、A:改善、B:変化なし、C:悪化

施策の展開内容	活動指標		令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)見込
			目標	実績	目標
2. ケアマネジメントカ の向上	自立に向けたケアマネジ メント会議開催数	目標	56回	56回	56回
		実績	32回	38回	56回
	リハビリテーション専門職 によるケアマネジメント 支援回数	目標	45回	50回	56回
		実績	13回	22回	31回
	リハビリテーション 専門職等との連携回数 (上記2項目の合計)	目標	101回	106回	112回
		実績	45回	60回	87回

施策の展開内容	活動指標		令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)見込
3. 介護保険制度の 円滑な運営と適正 な事業運営の確保	認定調査の適正化 (委託調査)の実施件数	目標	全件	全件	全件
		実績	全件	全件	全件
	ケアプラン点検件数	目標	200件	200件	200件
		実績	200件	50件	180件
	介護給付費の通知回数	目標	1回	1回	1回
		実績	1回	1回	1回
	住宅改修点検件数	目標	全件	全件	全件
		実績	全件	全件	全件
	医療情報との突合・縦覧 点検 実施対象月数	目標	12か月 (全月)	12か月 (全月)	12か月 (全月)
		実績	12か月 (全月)	12か月 (全月)	12か月 (全月)
4. サービスの質の向上 と利用者支援	介護相談員派遣事業の 介護相談員数	目標	21人	24人	27人
		実績	0人	0人	4人
	介護相談員派遣事業の 延派遣回数	目標	168回	192回	216回
		実績	0回	0回	12回
	介護相談員派遣事業の 受入れ施設・事業所数	目標	7か所	8か所	9か所
		実績	0か所	0か所	1か所
5. 介護人材の確保・ 育成と介護現場の 革新	介護予防・生活支援員 養成研修開催数	目標	4回	4回	4回
		実績	4回	4回	4回
	介護予防・生活支援員 養成研修修了者数(累計)	目標	760人	880人	1,000人
		実績	728人	843人	921人

第8期計画 基本目標4 在宅医療と介護の連携の強化

成果指標			令和2年度 (2020年度)	令和5年度 (2023年度)		評価
			実績	目標	実績	
1) 在宅医療・介護に関する市民理解の醸成	①在宅医療・介護について家族等と話し合っている人の割合	一般	28.7%	↗	26.4%	B
		要支援	36.2%	↗	33.4%	B
2) 在宅医療・介護の一体的なサービス提供	①在宅医療について希望し、実現可能だと思う人の割合	一般	10.6%	↗	13.7%	A
		要支援	11.8%	↗	12.7%	B
		要介護	27.1%	↗	32.2%	A

※評価については、A:改善、B:変化なし、C:悪化

施策の展開内容	活動指標		令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)見込
			目標	実績	実績
1. 医療と介護にかかわる多職種連携の強化と市民理解の促進	多職種連携事例検討会参加人数	目標	680人	720人	760人
		実績	524人	570人	599人
2. 在宅医療と介護を一体的に提供できる体制の整備・強化	在宅療養相談支援センターの合同会議開催回数	目標	12回	12回	12回
		実績	36回	23回	24回

第8期計画 基本目標5 多様な住まい方を支援する環境づくり

成果指標			令和2年度 (2020年度)	令和5年度 (2023年度)		評価
			実績	目標	実績	
1) 多様な住まい・住まい方の確保	①特別養護老人ホームに要介護3以上で入所した人の平均待ち月数		9か月	→	8か月	B
	②高齢者人口に占める高齢者向け住宅の割合		3.3%	↗	3.8%	B

※評価については、A:改善、B:変化なし、C:悪化

施策の展開内容	活動指標		令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)見込
			目標	実績	実績
1. 多様な住まい方への支援	特別養護老人ホームの整備床数	目標	220床	100床	0床
		実績	80床	180床	0床
	介護付き有料老人ホーム等の整備床数	目標	380床	380床	0床
		実績	307床	0床	101床
	認知症対応型共同生活介護の整備床数	目標	72床	72床	0床
		実績	45床	0床	6床
	養護老人ホームの定員数	目標	50床	50床	50床
		実績	50床	50床	50床
	軽費老人ホーム(ケアハウス)の定員数	目標	222床	222床	222床
		実績	222床	222床	222床

第8期計画 基本目標6 認知症支援体制の充実・強化

成果指標		令和2年度 (2020年度)	令和5年度 (2023年度)		評価	
		実績	目標	実績		
1) 認知症の人とその家族を支える体制の実現	①認知症状への対応に不安を感じる主な介護者の割合	42.0%	↓	39.4%	B	
	②家族や友人・知人以外に相談できる人がいる認知症の人または家族の割合	一般	57.9%	↑	58.6%	B
		要支援	76.4%	↑	71.2%	C
	③西宮市は認知症になっても安心して暮らせるまちと思う人の割合	一般	14.4%	↑	14.2%	B
		要支援	21.9%	↑	18.5%	C
		要介護	26.2%	↑	20.2%	C

※評価については、A:改善、B:変化なし、C:悪化

施策の展開内容	活動指標		令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)見込
			実績	実績	実績
1. 認知症に関する理解の促進・啓発の充実	認知症サポーター養成講座の開催数	目標	110回	110回	110回
		実績	41回	80回	110回
	認知症サポーター養成講座受講者数(累計)	目標	31,500人	34,500人	37,500人
		実績	29,129人	31,494人	37,500人
	ステップアップ研修の開催数	目標	1回	1回	1回
		実績	1回	1回	1回
2. 認知症を早期発見・早期対応できる仕組みづくり	認知症初期集中支援チームの支援終了事案に占める医療・介護サービスにつながった者の割合	目標	100%	100%	100%
		実績	89.7%	90.7%	90.0%
3. 認知症の人や介護者を支える体制の充実	認知症SOSメール配信事業対象者数(新規登録者数)	目標	30人	30人	30人
		実績	22人	48人	50人
	認知症SOSメール配信事業検索協力者数(新規登録者数)	目標	130人	130人	130人
		実績	82人	320人	160人
	認知症支援の質向上に向けた専門職対象の研修会・勉強会回数	目標	10回	10回	10回
		実績	3回	5回	6回

第8期計画 基本目標7 高齢者の地域生活を支える体制の充実・強化

成果指標			令和2年度 (2020年度)	令和5年度 (2023年度)		評価
			実績	目標	実績	
1) 地域の相談 支援体制の 構築	①高齢者あんしん窓口を 知っている人の割合	一般	39.1%	↑	40.6%	B
		要支援	67.5%	↑	73.2%	B
		要介護	74.5%	↑	71.9%	B
	②高齢者あんしん窓口で 高齢者虐待の相談が できることを知っている 人の割合	一般	7.6%	↑	8.3%	B
		要支援	4.5%	↑	5.1%	B
		要介護	7.8%	↑	8.0%	B
	③家族や友人・知人以外に 相談できる人がいる人 の割合《再掲》	一般	52.1%	↑	46.5%	C
		要支援	74.6%	↑	73.2%	B
	2) 支え合い、 助け合える 地域の実現	①地域での会・グループ 活動に参加している 高齢者の割合《再掲》	一般	67.6%	↑	68.2%
要支援			47.0%	↑	43.8%	C

※評価については、A:改善、B:変化なし、C:悪化

施策の展開内容	活動指標		令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)見込
			目標	実績	実績
1. 高齢者あんしん窓口 の機能強化と地域 で安心して暮らすこ とができる相談支援 体制の充実	高齢者あんしん窓口の人員 配置数	目標	80人	88人	88人
		実績	78人	84人	88人
2. 地域住民主体の 支援活動を踏まえ た地域づくりの推進	地区ネットワーク会議の 設置地区数	目標	25地区	27地区	29地区
		実績	22地区	22地区	22地区
3. 権利擁護の取組の 強化	権利擁護に関するセミナー・ フォーラム・公開講座の 開催数	目標	10回	10回	10回
		実績	8回	12回	11回
	権利擁護支援者 人材バンク登録者数	目標	110人	110人	130人
		実績	92人	76人	79人

3. 基本施策に関連する取組と主な内容（重点的な取組以外）

基本施策 1 介護予防の推進と生きがづくり・社会参加の促進

1. 介護予防と健康づくりの充実

1) 介護予防サポーターの養成と活動支援

- ① 介護予防サポーター養成講座を通じて「西宮いきいき体操」の実施を支援する介護予防サポーターを養成し、新規グループの立ち上げや、実施グループの中心的役割を担う人材の育成を進めます。
- ② 活動するサポーターを支援するためのフォローアップ研修を地域の高齢者が参加しやすいように各地域において実施し、その地域やグループにおいて新たな介護予防サポーターを養成するとともに、グループが継続して取り組めるよう支援していきます。

2) 介護予防事業の評価

- ① 「西宮いきいき体操」の実施状況、高齢者の参加率、要介護認定の状況等についての分析を実施します。
- ② 「西宮いきいき体操」参加者の状況把握等に努め、各種データを蓄積・分析することで、より効果的な介護予防事業の展開につなげます。

3) フレイル対策と生活習慣病予防の推進

- ① 高齢者を対象とした「健康ポイント事業」を通じて、70歳以上の市民（令和5年（2023年）10月1日から65歳以上）を対象に、活動量計等及びスマートフォンアプリを使用して計測した歩数や各種イベント参加等に応じて、商品券などの賞品に交換できるポイントを付与します。
- ② 生活習慣病の予防やがんなどの疾病の早期発見・治療のために、健康診査や各種がん検診、歯周疾患検診を実施します。また、検診等についての啓発や情報提供を効果的かつ積極的に進め、その意義などの周知を図ります。さらに、年齢や性別、地域等による疾病構成等の分析を通して、ターゲットを絞った受診勧奨などを検討することで、各種検診等が受けやすい体制づくりを進め、受診率の向上をめざします。
- ③ 保健福祉センターにおいて、電話や面接等による健康相談や栄養相談を実施し、市民が利用しやすい健康相談の場づくりを進めます。また、相談窓口の周知を図るとともに、個別のニーズに対応した相談機会を増やすことで、市民一人ひとりの健康づくりや生活習慣病予防の取組を支援します。

2. 生きがいづくりと社会参加の促進

1) 生涯学習と芸術・文化活動の推進

- ① 高齢者の生涯学習の場としての「宮水学園」や、より専門性の高い知識や技術を系統的・継続的に学ぶ「宮水学園マスター講座」の充実を図り、高齢者の学習や交流を支援します。
また、「宮水学園」などで学んだことを地域づくりなどに生かせるような支援を行い、高齢者の社会参加を促進します。
- ② 公民館や地区市民館、市民ホールなどで展開されている芸術・文化活動の活性化を図るため、日ごろの芸術・文化活動の成果を発表する機会となる各種イベントを開催します。
- ③ 高齢者の生きがいや仲間づくりの場ともなる文化・芸術団体の活動を支援するとともに、多くの人に文化・芸術に触れる機会や場を提供できるよう、各種イベント等の周知をはかり、交流の促進と文化・芸術のさらなる振興に努めます。
- ④ 図書館では、誰もが生涯にわたり読書に親しみやすい環境を作るため、大きな文字の本・朗読CDなどの読書を支援する図書館資料の充実や、また、来館が困難な市民へのサービスとして、障害者手帳を交付されている方、及び介護保険「要介護2」以上の認定を受けている満65歳以上の人に、宅配による貸出を行うなど、読書のバリアフリー化に取り組みます。

2) スポーツ・レクリエーション活動の推進

- ① 子どもから高齢者まで誰もが気軽に様々なスポーツを楽しむことができるように、市内の小学校区を基本として運営されている「スポーツクラブ21」の取組を推進します。
- ② 西宮市体育協会やスポーツクラブ21等のスポーツ関係団体と連携し、高齢者が自らの年齢や体力に応じて、生きがいづくりや交流とともに健康維持・増進、介護予防などに取り組むことができるよう、「西宮市スポーツ推進計画」に基づき、スポーツ・レクリエーション活動の推進に取り組みます。

3) 老人クラブ活動への支援

- ① 高齢者の社会参加の場である老人クラブの活性化を図るため、魅力あるプログラムを共に検討するとともに、広報活動を支援します。
- ② 老人クラブの会員及びリーダーの高齢化が進むなかで、次代を担う60歳代から70歳代前半の若手高齢者のリーダー養成や新規会員の確保に向けた取組の支援にも努めます。

4) ボランティア活動への参加促進

- ① 高齢者も含めた地域住民がボランティア活動に取り組みやすくなるよう、各種のボランティア講座を開催します。また、60歳以上の市民がサポーターとなり高齢者援助活動を行うシニアサポート事業について、担い手の確保などを通じた活性化を図り、高齢者が相互に支援活動を行う体制を強化します。
- ② ボランティア活動への関心を高めるための広報・啓発活動を進め、ボランティア活動への参加を促します。

5) 高齢者の多様な就労に向けた環境づくり

- ① 「シルバー人材センター」の充実を図るため、会員の拡大、就業機会の確保とともに、センターの運営に関して助言・支援します。

6) 高齢者が集まる「場」「機会」の確保

- ① 「老人福祉センター」「老人いこいの家」「老人専用集会室」などの施設や、地区社会福祉協議会による「ふれあい・いきいきサロン」などとの連携を図り、高齢者の憩いの場・活動の場の確保に努めます。
- ② 個人の住宅や空き家、集会所等の共同利用施設を活用し住民同士がより身近で気軽に集まることができる「つどい場」が多くの地域で開設されるよう、「つどい場」に関する普及啓発や、運営面の相談支援や施設整備面の相談・補助、実践者間の情報交換等を他部局とも連携して行います。また、「つどい場」を開設していくための方策を引き続き関係者間において検討していきます。
- ③ 特別養護老人ホームなどに設けられた地域交流スペースを地域住民が地域福祉活動の拠点として活用できるよう促します。

社会参加活動の風景

【宮水学園祭】



【交流フェスティバル】



【ダンディキッチン】



【つどい場あん】



基本施策2 日常生活を支援する体制の整備・強化

1. 日常生活を支援するサービス等の充実

1) 安心できる暮らしのための支援

- ① 高齢者を振り込め詐欺等や悪質な電話勧誘から守るため、高齢者のみの世帯と、日中高齢者のみとなる世帯に対して、固定電話に設置できる通話録音装置を1年間無償で貸出し、高齢消費者被害の防止の啓発を行います。
- ② ごみ出しが困難な高齢者や身体に障害がある人などを対象に、職員が玄関先まで出向いて、ごみの収集を行う「にこやか収集」を実施します。

2) 外出を支援するサービスの提供

- ① 一般交通機関を利用することが困難な介護保険の要介護3～5の在宅高齢者に対して、公共機関や病院等を利用する際に使える福祉タクシー利用券を交付し、利用料金の一部を助成する「福祉タクシー派遣事業」を実施するとともに、その周知を図ります。
- ② バスを利用する高齢者の外出を支援するために、満70歳以上の高齢者を対象にバスの割引購入証を交付する「高齢者バス運賃助成事業」を実施するとともに、その周知を図ります。

3) 介護者支援サービスの提供

- ① 介護保険で要介護4・5の認定を受けていて、市民税非課税世帯に属している在宅の高齢者等を介護している家族に対して、要介護者が常に失禁状態でおむつの使用が適切と認められる場合は、紙おむつなどの介護用品を支給します。
- ② 介護保険で要介護4・5の認定を受けていて、過去1年間介護保険のサービスを受けていない場合は、家族介護慰労金の支給を行い、家族の介護負担の軽減を行います。また、対象世帯の介護実態の把握とともに、必要な介護サービス等の紹介にも努めます。

4) 高齢者に対する各種給付及び貸与サービスの提供

- ① 介護サービスの利用対象とならない人が、一時的に自宅で車いすが必要となる場合に貸出すほか、認知症等により防火の配慮が必要なひとり暮らし高齢者や高齢世帯の人の日常の安全のために、自動消火器・火災警報器・電磁調理器の給付を行います。また、満70歳以上の高齢者に対して、はり・きゅう・マッサージ施術費補助券を交付します。
- ② 各種給付や貸与サービスについては、引き続き関係機関等を通じてその周知や情報提供の強化を図ります。

2. 地域での支え合い、助け合いによる支援活動等の推進

1) 小地域福祉活動の推進

- ① 地区社会福祉協議会で展開されている「ふれあい・いきいきサロン」「ふれあい昼食会」「介護者のつどい」などの交流活動、「ふれあい配食事業」などの見守り・支援活動といった小地域福祉活動について、課題解決や拡充に向けた支援を進め、さらなる活性化を図ります。

- ② 地域住民が小地域福祉活動を知り、関心を持つとともに、活動への参加につなげるため、活動の紹介・広報を継続的に進めます。

2) 民生委員・児童委員活動の推進及び支援

- ① 身近な相談先であり支援者である民生委員・児童委員による見守り活動や支援活動をはじめ、高齢者実態把握調査を通じた支援が必要な人の早期発見・安否確認などの活動の充実を図ります。
- ② 民生委員・児童委員が身近な相談者として必要な知識を得られるよう、また、役割の明確化を進めるため、研修会の実施や福祉等の情報提供に取り組みます。

3) ボランティア活動への支援

- ① 多くの市民のボランティア活動への関心を高めるため、多様な媒体・場・機会を活用して広報・啓発活動を積極的に進め、ボランティアの発掘・養成を図ります。
- ② ボランティア活動の活性化を図るため、西宮市社会福祉協議会のボランティアセンターや地区ボランティアセンターにおいて活動体制の強化を図り、多様なニーズに対応できるボランティア活動が展開されるように必要な支援を行います。
- ③ ボランティア活動のコーディネーターの資質向上に向けた研修の実施や、連絡会議などを通じた地区ボランティアコーディネーターの横のつながりの構築・強化を図ることで、地域におけるボランティア活動の活性化をめざします。

4) 地域のつどい場づくりへの支援

- ① 個人の住宅や空き家、集会所等の共同利用施設を活用し住民同士がより身近で気軽に集まることができる「つどい場」が多くの地域で開設されるよう、「つどい場」に関する普及啓発や、運営面の相談支援や施設整備面の相談・補助、実践者間の情報交換等を他部局とも連携して行います。また、「つどい場」を開設していくための方策を引き続き関係者間において検討していきます。【再掲】

5) 「西宮いきいき体操」実施グループの活動支援【第5章：基本施策1-1-1-重点的な取組2）再掲】

3. 介護者支援の充実

1) 介護者への相談・支援体制の充実

- ① 地域の身近な相談窓口として、高齢者あんしん窓口が介護者の抱える不安や課題に対して相談及び適切な支援を行い、介護者の身体的・精神的負担の軽減に取り組みます。

2) 介護者による活動等への支援

- ① 認知症の人の介護者がともに集い、情報交換や癒しの場となる「認知症介護者の会」、若年性認知症の本人や介護者等がともに集う「若年性認知症交流会」などに対して、医療・保健・福祉などの関係機関と連携し、介護上の精神的負担を軽減できるよう介護者への支援を行います。

3) 介護者支援サービスの提供【資料編：基本施策2-1-3）再掲】

1. 介護サービスの充実

1) 在宅サービスの充実

- ① 在宅サービスについては、可能な限り住み慣れた地域において在宅生活を継続していけるよう、介護サービス事業者への情報提供などにより、適切なサービスを提供できる環境の整備を図ります。
- ② 介護老人福祉施設、有料老人ホームやサービス付き高齢者向け住宅に介護相談員の派遣を行い、安心して介護サービスを利用できる体制を強化します。

2) 在宅療養を支える情報共有ツールの普及・検討

- ① 要介護者が住み慣れた地域において自分らしい在宅生活を継続していくために、様々な場面で医療・介護等の多職種を含む関係者が連携・協働できるように作成した情報共有ツールである「みやっこケアノート」の導入・普及を積極的に図ります。
また、市民も含めた研修会を開催するなどし、幅広く普及するとともに、情報共有ツールとしてのICTの導入についても、メディカルケアネット西宮を中心に検討を進めます。

3) 地域密着型サービスの充実

- ① 可能な限り住み慣れた地域において在宅生活を継続できるよう、地域密着型サービス事業者への情報提供などにより、適切なサービスを提供できる環境の整備を図ります。
- ② 地域密着型サービス事業者の指定などを地域密着型サービス等運営委員会において協議し、必要とされるサービス提供が可能となるように検討を進めます。

4) 施設サービスの充実

第5章：基本施策5—1—重点的な取組—①を参照

2. ケアマネジメント力の向上

1) アセスメント力の向上

- ① ケアマネジャーが、利用者の生活全般に関する情報収集を行い、生活機能が低下している原因を分析する、アセスメント力の向上に向けた取組を推進します。また、今後の状態を検討して目標を含む支援の方向性を導くアプローチが行えるよう研修等を開催します。
- ② 「自立に向けたケアマネジメント会議」において、アセスメントに関する多職種からの助言・提案に取り組みます。

2) 介護支援専門員（ケアマネジャー）の職能団体との連携

- ① 介護支援専門員（ケアマネジャー）の職能団体である西宮市ケアマネジャー協会と連携し、利用者の状態に応じた適正なサービス提供に向けて支援が行えるよう、介護支援専門員（ケアマネジャー）への研修等に取り組みます。

3. 介護保険制度の円滑な運営と適正な事業運営の確保

1) 介護保険制度に関する相談体制の充実

- ① 介護保険の資格・保険料・給付・要介護認定に関する問い合わせや相談に対して、適切な対応を行います。
- ② 介護サービスの利用に関する苦情・相談について、利用者の身近な窓口として相談に応じるとともに、公的な苦情処理機関となる国民健康保険団体連合会や県及び市の指導担当部局とも連携し、問題等に対処します。

2) 介護保険制度の広報の充実

- ① 介護保険制度の理解を進めるため、制度の一般的な内容を記載したパンフレット「介護保険と高齢者福祉」や介護保険料の通知の際にリーフレット「西宮の介護保険」の配布をはじめ、市政ニュース、ホームページ、公民館等での出前講座などの様々な媒体や機会を通じ、介護保険制度に関する情報提供や広報を積極的に進めます。

3) 要支援・要介護認定の円滑な実施

- ① 介護認定の審査・判定で必要となる訪問調査や主治医意見書の実施・回収の進捗管理や督促等を行い、審査判定にかかる所要日数の短縮に努めます。
- ② 介護認定審査会の審査委員を選出する保健・医療・福祉の各種団体の協力のもと介護認定審査会の運営管理を適切に行い、要支援・要介護認定の円滑な実施に努めます。

4) 介護サービス事業者等の指定

- ① 介護サービス事業者等（地域密着型サービス事業者、介護保険施設を含む）の指定・指定更新については、関係法令やサービス基準条例、報酬告示等に定められた要件を満たしているかを確認し、適切に審査を行います。
- ② 地域密着型サービス事業者等の指定については、地域密着型サービス等運営委員会において意見を聴取し、審査に反映するとともに、地域密着型サービス事業者等の適正な運営を確保する観点から必要であると判断した事項についても協議を行います。

5) 介護サービス事業者等に対する指導監査の実施

- ① 介護サービスの適正な運営を確保するため、介護サービス事業者等に対して定期的に集団指導及び運営指導を行います。また、運営指導で見受けられた介護サービスの不適切な事例は、ホームページでの公開や集団指導で取り上げることにより、介護サービス事業者等に適正な介護サービスを行うよう周知します。
- ② 利用者やその家族等からの苦情・通報、介護給付費の分析、運営指導の内容等により、不適切な運営又は介護給付費の不正な請求が疑われる介護サービス事業者等については監査を行い、行政上の措置が必要な場合には適切な措置を行います。

4. サービスの質の向上と利用者支援

1) 介護サービス事業者への支援

- ① 事業者説明会等を通じて、サービスを提供する上で必要な情報提供を行い、適切なサービスを提供できるよう支援します。

2) 地域密着型サービス運営推進会議等への支援

- ① 地域密着型サービスが地域に開かれたサービスとなるよう、サービスの質の確保を目的とする運営推進会議において、市職員、高齢者あんしん窓口の職員、権利擁護支援者が会議の委員として参加する体制を整えるなど、会議の円滑な実施を支援するとともに、事業運営の透明性確保に努めます。

3) 介護相談員派遣事業の推進

- ① 高齢者・障害者権利擁護支援センターと連携して、介護老人福祉施設、有料老人ホームやサービス付き高齢者向け住宅に介護相談員を派遣し、利用者の相談に応じて、利用者の疑問や不満、不安の解消を図るとともに、施設が第三者の訪問を受け入れることを促進し、介護サービスの質の向上をめざします。

4) 介護サービス等の評価

- ① 外部評価の受審義務がある地域密着型サービス事業者に対して外部評価の受審を指導します。
- ② 受審義務がない介護サービス事業者に対して、第三者によるサービス評価の受審を促し、よりよいサービスが提供されるよう取組を進めます。

5) サービス利用のための情報提供

- ① 介護サービスの利用方法や介護サービス事業所の情報等をまとめたパンフレット「介護サービス事業者ガイドブック ハートページ」の配布や、ホームページに掲載している事業者等に関する情報を随時更新するなど、サービス利用にあたって必要となる情報提供を行います。
- ② 都道府県が実施している「介護サービス情報の公表制度」など、利用者のサービス選択を支援するために実施されている制度の周知を行います。
- ③ 高齢者が住み慣れた地域での生活を継続していくために有益な相談窓口や生活支援に関する情報を収集し、積極的な情報提供・情報発信を行います。

6) 利用者負担軽減の実施

- ① 災害等の特別な事情により利用者負担の支払いが困難と認めた要介護認定者等について、利用者の負担を軽減するとともに、支給対象者に勧奨通知を送付することで、制度の周知を図ります。
- ② 介護サービスの利用者負担額が一定の上限額を超えた場合、その超えた部分を支給するとともに、支給対象者に勧奨通知を送付し、申請率の向上や制度の周知を図ります。
- ③ 医療保険と介護保険の両方を利用する世帯の利用者負担額の年間合計が、一定の上限額を超えた場合、その超えた部分を支給するとともに、支給対象者に勧奨通知を送付し、申請率の向上や制度の周知を図ります。

- ④ 低所得者を対象に、介護保険施設利用時（短期入所を含む）の居住費・食費の費用負担が重くならないように補足給付を行い、年度更新の勧奨を送付することで、制度の周知や利用者の利便性の向上に努めます。
- ⑤ 低所得者を対象に、社会福祉法人等による介護サービスの利用者負担を軽減するとともに、新規申請の勧奨を行うことで制度の周知を図り、年度更新の勧奨を送付することで利用者の利便性の向上に努めます。

5. 介護人材の確保・育成と介護現場の生産性の向上

※すべて重点的な取組

基本施策4 在宅医療と介護の連携の強化

1. 在宅医療に関する市民理解の促進

1) 在宅医療・介護や看取りなどに関する市民理解の促進

- ① 看取り期を含めた在宅療養についての市民の理解を深めるため、市民向けフォーラムの開催やガイドブック「望む暮らしをわがまちで」の配布に取り組みます。

2. 医療と介護にかかわる多職種連携の強化

1) 入退院支援に関する連携強化の促進

- ① 切れ目のない支援が行えるよう、退院調整ルールの普及など病院やケアマネジャーをはじめとする関係者間の連携強化に取り組みます。

3. 在宅医療と介護を一体的に提供できる体制の整備・強化

1) 在宅療養を支える情報共有ツールの普及・検討【資料編：基本施策3-1-2）再掲】

2) 在宅医療・介護や看取りなどに関する市民理解の促進【資料編：基本施策4-1-1）再掲】

基本施策5 多様な住まい方を支援する環境づくり

1. 多様な住まい方への支援

1) 都市型ケアハウス等の利用支援

- ① 都市型軽費老人ホーム等を対象とした市独自の居住費負担軽減補助を実施します。

2) バリアフリー住宅等への改造支援

- ① 「人生いきいき住宅改造助成事業」を通じて、住み慣れた住宅を高齢者等に配慮したバリアフリー住宅に改造(浴室や便所等)するために要する費用の一部を助成します。
- ② 住まいの新築・リフォームに関する困りごとに建築士が対応し、技術的なアドバイスや情報提供を行います。

3) 高齢者等、住宅の確保にお困りの人(住宅確保要配慮者)への支援

- ① 住宅確保要配慮者に対して、住まい探しに協力できる不動産事業者を市に登録し公開することにより、住宅確保要配慮者が安心して適切な民間賃貸住宅への円滑な入居を行うための支援を行います。
- ② 住宅確保要配慮者からの相談に応じ、住宅の確保に対し必要な情報提供や支援を行うための相談窓口を設置し、住宅確保要配慮者が安心して適切な民間賃貸住宅への円滑な入居を行うための支援を行います。

2. 安全・安心な住生活環境づくり

1) 市営住宅の住環境の改善

- ① 市営住宅で高齢者等が安心して生活できるように、建替事業時に高齢者対応住戸やエレベーターの整備及び階段手すりの設置を実施するよう努めます。
- ② 市営住宅空き家公募時の高齢者優先枠や住み替え公募時の高齢者世帯枠の維持に努めます。

2) バリアフリー住宅の整備

- ① 建築確認申請時において一定規模以上の共同住宅の新築・増改築の際に、「兵庫県福祉のまちづくり条例」に基づき、エレベーターの設置や玄関のスロープ化など共用部分のバリアフリー化を進めるとともに、専用部分についてもバリアフリーに配慮したものに誘導します。

3) 施設・居住系サービスの指導・監督の強化

- ① サービス事業者に対して介護保険法・老人福祉法に基づく定期的な運営指導を行います。
- ② 利用者・家族や従業者等から苦情・通報を受けた場合、状況を調査し、必要に応じて事業所への立入調査を実施し、サービス事業者に対して適切な指導を行います。

4) 高齢者住宅等安心確保事業（L S A）の実施

- ① 公営住宅におけるシルバーハウジング住宅へ「生活援助員（L S A）」を派遣し、常駐型の見守りやコミュニティづくりのサポートなどを行います。
- ② 今後増加すると思われるシルバーハウジング仕様の住戸についても、生活援助員の派遣方法等を検討し、効率的な事業実施をめざします。

5) 公共施設等のバリアフリー化の推進

- ① 公共施設をはじめ、病院や大規模店舗、公園など、多くの人が利用する施設などについては、「兵庫県福祉のまちづくり条例」に基づき、エレベーターや多機能トイレの設置、ピクトグラム（絵文字）による案内表示など、誰もが利用できるよう、ユニバーサルデザインに基づいた整備を推進します。

6) 公共交通のバリアフリー化の推進

- ① 「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」（バリアフリー新法）などの法令や県条例に基づき、国の施策等の動向を踏まえた適切なバリアフリー化を促進します。
- ② 路線バスにおけるノンステップバスの導入を支援します。
- ③ 「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」（バリアフリー新法）などの法令や県条例に基づき、国の施策等の動向を踏まえた適切なバリアフリー化を促進するとともに、歩道の段差・勾配の改善や、視覚障害者誘導用ブロックの設置などバリアフリー化を進め、高齢者や障害のある人が安全に安心して通行できる道路環境の整備・改良を図ります。

基本施策6 認知症支援体制の充実・強化

1. 認知症に関する理解の促進・啓発の充実

※すべて重点的な取組

2. 認知症を早期発見・早期対応できる仕組みづくり

※すべて重点的な取組

3. 認知症の人や介護者を支える体制の充実

1) 地域における認知症支援体制の構築・強化

- ① 認知症の人やその家族、地域住民、専門職などが気軽に集える場として、身近な地域での「認知症カフェ」の開設・運営を支援します。
- ② 認知症により、行方不明となるおそれのある人の氏名・写真等を事前に登録し、万が一行方不明となられた場合に、捜索協力者へ電子メールで情報提供し、いち早く発見・保護へつなげる「認知症SOSメール配信事業」を実施します。また、多くの捜索協力者を募るとともに、警察と連携し、行方不明高齢者等の早期発見のための協力システムの構築を図ります。

2) 認知症や認知症支援策等に関する情報の提供

- ① 認知症に関する知識や相談窓口、支援制度・サービスなどの必要な情報が、容易に得ることができるように、市ホームページや各種パンフレットなどの内容を充実させるとともに、積極的な情報提供に取り組みます。

3) 認知症の本人及び介護者への相談支援の実施

- ① 認知症の人の介護者が集い、情報交換や癒しの場となる「認知症介護者の会」、若年性認知症の本人や介護者等がともに集う「若年性認知症交流会」などを通じて、認知症の本人・介護者の思いを発信できる場づくりを進め、本人・介護者の思いが反映された事業や施策が、協働で展開できるようにしていきます。
- ② 医療・保健・福祉などの関係機関と連携し、介護上の精神的負担を軽減できるよう支援を行います。
- ③ 認知症の医療や介護における専門知識及び経験を有する認知症地域支援推進員を高齢者あんしん窓口にて2名配置し、医療機関や介護サービス及び地域の支援機関をつなぐ連携支援や、認知症の人やその家族への相談支援を行います。

基本施策7 高齢者の地域生活を支える体制の充実・強化

1. 高齢者あんしん窓口の機能強化と地域で安心して暮らすことができる相談支援体制の充実

1) 高齢者あんしん窓口の周知啓発

- ① 高齢者あんしん窓口の役割や機能等に関する認知度の向上を図るため、高齢者あんしん窓口の役割や機能等が記載されたチラシや、各高齢者あんしん窓口で独自に作成した広報紙等を、自治会や地区社会福祉協議会等の地域団体や、医師会、歯科医師会、薬剤師会等の協力のもと、地域の高齢者や、医療機関、薬局に配布します。

また、地域団体や公共施設等へのさらなる周知、啓発にも努めるとともに、地域活動など多くの地域住民が集まる場・機会などを活用するなど、積極的かつ効果的な周知啓発に取り組みます。

2) 民生委員・児童委員による身近な相談対応

- ① 民生委員・児童委員は地域の身近な相談者として、悩んでいる人や、地域で気になることの相談に応じ、内容に応じて必要な支援を受けられる専門機関につなぎ、問題が解決するようサポートを行います。また、年1回市内在住の70歳以上の独居・高齢世帯を中心に訪問し、高齢者の生活状況を把握する「高齢者実態把握調査」を実施します。

3) 相談窓口の連携強化と総合相談支援体制の構築

- ① 市の高齢福祉・障害福祉等の相談窓口には福祉連携担当者を設置し、部署間の連携を強化します。(福祉の窓口の連携)
- ② 支援困難事例については、市の担当部局や高齢者あんしん窓口、関係機関が連携して迅速な対応が行える体制づくりを進めます。(福祉の支援の連携)
- ③ 市が主体となり、市社協及び高齢・障害・児童・生活困窮・権利擁護といった市の各福祉専門相談支援機関による情報交換・共有、ネットワークづくりや複合問題を抱える人・世帯への対応等を行います。

2. 地域住民主体の支援活動を踏まえた地域づくりの推進

1) 地区ネットワーク会議（地域ケア連携会議）を通じた地域づくり

- ① 地区社会福祉協議会をエリアとして、地域住民をはじめとする地域の多様な主体と専門機関との連携・協働の場となる「地区ネットワーク会議」（地域ケア連携会議）の設置を推進します。

また、「地区ネットワーク会議」（地域ケア連携会議）において、地域の多様な主体が、地域課題を把握・共有し、それらの解決に向けた具体的な取り組みを検討・実施することで、すべての高齢者が住み慣れた地域で自分らしく安心して暮らせるまちづくり・地域づくりを進めます。さらに、生活支援コーディネーターは地域資源・ニーズの把握を行うなかで、地域課題を明確化し、新たな地域活動・資源の創出を進めます。

2) 地域ケア推進会議（地域福祉計画策定委員会）の開催

- ① 市民の代表や関係機関・団体の代表、学識経験者によって構成される地域ケア推進会議（地域福祉計画策定委員会）を開催し、地域福祉を取り巻く現状や課題の整理を行います。
- ② 市が策定した地域福祉計画の推進状況の検証及び地域ケア連携会議から抽出された課題も含めた、市全体で解決すべき地域福祉課題への対応策を検討します。

3. 権利擁護支援の取組の強化

1) 身近な相談窓口の充実と積極的な周知

- ① 高齢者あんしん窓口において、支援が必要となった場合に適切なサービスや関係機関につながるなど総合的な相談支援を行うとともに、制度の狭間や複合課題を抱えた相談は広く受け止め、関係機関等と連携を図りながら支援を行います。また、高齢者虐待に関する相談や通報の受理、権利擁護に関する相談支援や必要な援助を行います。
- ② 高齢者あんしん窓口を身近な相談窓口として活用してもらうためにも、地域住民や関係団体等に対して、積極的かつ効果的な周知・広報を進めます。

2) 高齢者・障害者権利擁護支援センターの機能の充実

- ① 高齢者・障害者権利擁護支援センターにおいて、権利擁護に関する専門相談・支援や成年後見制度利用支援、後見活動支援、成年後見制度普及・啓発・研修などの機能の充実を図ります。
- ② 市関係課や各関係機関との連携を強化することで、権利擁護支援ネットワークの構築を進めます。
- ③ 高齢者・障害者権利擁護支援センターにおける権利擁護に関するセミナーや専門相談については、関係団体と協働して開催することで、より積極的かつ効果的な普及啓発を進め、市民理解を促進します。
- ④ 権利擁護支援者に関しては、成年後見制度の担い手となる市民後見人等を養成し、地域における権利擁護支援体制の強化を図ります。

3) 権利擁護支援者人材バンクへの登録促進と活動体制の整備

- ① 地域で権利擁護支援を必要とする市民のニーズに対応するため、権利擁護支援者養成研修修了者に対して、「市民後見人」や「権利擁護推進員」「運営推進会議委員」「生活支援員」「後見活動支援員」「介護相談員」の活動を目的とした権利擁護支援者人材バンクへの登録を促進します。
- ② 権利擁護支援者の活動が円滑に行えるよう、人材育成と活動の場の体制づくりを進めます。
- ③ 権利擁護支援協力専門職（弁護士、司法書士、社会福祉士）の人材バンクへの登録促進と、権利擁護支援協力専門職との連携による権利擁護支援活動を推進します。

4) 福祉サービス利用援助事業（日常生活自立支援事業）の周知と推進

- ① 判断能力が十分でない人の日常生活を支援するため、西宮市社会福祉協議会が実施する福祉サービス等の利用援助、日常生活上の金銭管理などの直接的なサービスを提供する福祉サービス利用援助事業（日常生活自立支援事業）を推進します。
- ② 福祉サービス利用援助事業と成年後見制度との連携を推進します。

5) 成年後見制度の周知と利用促進

- ① 高齢者・障害者権利擁護支援センターと連携し、財産管理や福祉サービスの利用などを自分で行うことが困難で判断能力が十分でない認知症の人などを援助する「成年後見制度」の利用促進に向けて、制度の利用支援や周知を進めます。
- ② 成年後見制度の利用が困難な高齢者に対して、審判の申し立てなどに関して支援する「成年後見制度利用支援事業」を実施します。
- ③ 適切な段階で適切に成年後見制度が利用されるように市長申立を含めた成年後見制度の利用促進体制を構築します。
- ④ 本人を中心とした支援の輪の形成による身上保護と意思決定支援を強化します。
- ⑤ 福祉サービス利用援助事業と成年後見制度との連携を推進します。

6) 高齢者虐待に関する市民理解の促進

- ① 高齢者虐待やその防止に対する基本的知識の普及や正しい理解を促進します。
- ② 高齢者虐待を見聞きした場合の通報義務など、虐待防止や早期発見・早期対応のために市民一人ひとりができることについて、積極的かつ効果的な啓発を進めます。

7) 虐待防止に向けた相談支援体制の充実と連携強化

- ① 保健、医療・福祉の関係機関及び関係者が連携し、高齢者虐待防止への取組を推進する高齢者虐待防止ネットワークにおいて、高齢者虐待防止に対する取組方法や個別事例の検討などを行います。
- ② 高齢者・障害者権利擁護支援センターや高齢者あんしん窓口、警察等関係機関との連携を強化し、法的支援のもとで虐待防止や要援護者支援を行うとともに、虐待事案に対してより円滑な対応が行える体制づくりを進めます。
- ③ 市と高齢者あんしん窓口で虐待に関する相談や通報の受理等を行うとともに、窓口の周知や高齢者虐待に関する普及啓発を行い、虐待防止や早期発見を推進します。また、高齢者支援の関係者が高齢者虐待についての共通認識を持ち、適切な対応ができるよう、介護保険事業者をはじめ、ケアマネジャーや民生委員・児童委員、医療機関等を対象に、高齢者虐待対応マニュアルの普及啓発活動や、マニュアルを活用した研修を行います。

8) 「第2次西宮市人権教育・啓発に関する基本計画」に基づく人権教育・人権啓発の推進

- ① 「第2次西宮市人権教育・啓発に関する基本計画」に基づき、学校教育においては、人権教育担当者会や人権教育地区別研修会などの取組を通じて教職員の人権教育に対する意識や指導力を高めます。また、読み物教材を使った学習や体験活動を取り入れた学習などに取り組み、児童生徒の高齢者や障害のある人とともに生きていこうとする心や態度を育成します。
- ② 「第2次西宮市人権教育・啓発に関する基本計画」に基づき、社会教育においては、人権に関する啓発活動や講座・学習会・情報発信・提供などを進め、市民への人権教育の深化と拡充を推進します。

4. 災害・感染症対策に関する体制の整備

1) 災害時対策の推進

- ① 介護事業所等との連携による訓練や防災に関する周知啓発活動を実施します。
- ② 介護事業所等における災害発生時に必要な物資等の備蓄・調達・輸送体制を整備します。
- ③ 介護事業所等に対し、非常災害対策計画や避難確保計画、業務継続計画（BCP）の策定等について周知し、各計画の作成及び訓練の実施状況を確認します。
- ④ 大規模災害時における緊急一時入所や福祉避難所開設体制を整備します。
- ⑤ 災害時に備えた要配慮者（災害時要援護者）自身の備えの充実に向けた啓発を行います。

2) 感染症対策の推進

- ① 介護事業所等に対し、業務継続計画（BCP）の策定、訓練等の実施状況を確認します。
- ② 県や協力医療機関等と連携し、介護事業所に対する支援を行います。
- ③ 利用者又は従業者に新型コロナウイルス感染症の感染者等が発生した介護事業所等に対し、介護サービスを継続して提供するための支援を行います。

4. 計画策定の経過

実施日	項目	報告・審議案件等
令和4年 (2022年) 12月15日 ～ 令和5年 (2023年) 2月23日	アンケート調査実施	<ul style="list-style-type: none"> ・介護予防・日常生活圏域ニーズ調査 ・在宅介護実態調査 ・ひとり暮らし高齢者実態把握調査 ・ケアマネジャー調査 ・高齢者向け住まいに関する調査 ・介護人材実態調査
令和5年 (2023年) 5月18日	第1回 高齢者福祉専門分科会	<ul style="list-style-type: none"> ・会長、会長職務代理者の選出 ・諮問「西宮市高齢者福祉計画・西宮市介護保険事業計画の策定について」 ・高齢者福祉計画・介護保険事業計画の施策体系の見直しについて ・介護予防・日常生活圏域ニーズ調査及び在宅介護実態調査について ・その他の調査について
令和5年 (2023年) 8月17日	第2回 高齢者福祉専門分科会	<ul style="list-style-type: none"> ・西宮市高齢者福祉計画・西宮市介護保険事業計画の骨子案について
令和5年 (2023年) 11月24日	第3回 高齢者福祉専門分科会	<ul style="list-style-type: none"> ・西宮市高齢者福祉計画・西宮市介護保険事業計画の素案について
令和5年 (2023年) 12月14日 ～ 令和6年 (2024年) 1月29日	パブリックコメントの実施	<ul style="list-style-type: none"> ・西宮市高齢者福祉計画・西宮市介護保険事業計画(素案)の公表、市民意見の募集 (12月10日号の市政ニュース・市ホームページに掲載)
令和6年 (2024年) 2月8日	第4回 高齢者福祉専門分科会	<ul style="list-style-type: none"> ・パブリックコメントの結果及び市の考え方について ・西宮市高齢者福祉計画・西宮市介護保険事業計画(案)について ・答申「西宮市高齢者福祉計画・西宮市介護保険事業計画の策定について」

5. 高齢者福祉専門分科会

1) 西宮市附属機関条例（抜粋）

（設置）

第1条 別に条例に定めるもののほか、別表根拠規定の欄に掲げる規定に基づき、執行機関又は地方公営企業の管理者（以下「執行機関等」という。）の附属機関として、同表附属機関の欄に掲げる附属機関を設置する。

（委員）

第2条 附属機関の委員の定数は、別表委員総数の上限の欄に掲げる数以内とする。

2 委員は、別表構成の欄に掲げる者のうちから当該附属機関の属する執行機関等が委嘱し、又は任命する。

3 委員の任期は、2年とする。

4 委員は、2回を限度として再任することができる。ただし、当該附属機関の属する執行機関等においてやむを得ないと認める場合に限り、4回を限度として再任することができる。

5 委員が欠けた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする（附属機関の運営）

第3条 附属機関に会長及び副会長を置き、会長及び副会長は、当該附属機関において、委員の互選により定める。

2 会長は、当該附属機関を代表し、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

4 附属機関の会議は、会長が招集し、その会議の議長となる。ただし、会長及び副会長を互選する会議は、当該附属機関の属する執行機関等が招集する。

5 附属機関は、委員の半数以上の出席がなければ、会議を開くことができない。

6 附属機関の会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

第32条 第2条第3項の規定にかかわらず、西宮市社会福祉審議会（以下この条において「審議会」という。）の委員の任期は、3年とする。

2 第2条第4項ただし書の規定は、審議会の委員には、適用しない。

3 審議会における第3条第1項から第4項までの規定の適用については、同条第1項及び第4項ただし書中「会長及び副会長」とあり、並びに同条第2項及び第4項本文中「会長」とあるのは「委員長」と、同条第3項中「副会長は、会長を補佐し、会長」とあるのは「あらかじめ委員長の指名した委員は、委員長」と、「又は会長」とあるのは「又は委員長」とする。

4 委員長は、委員の4分の1以上の者から審議すべき事項を示して請求があるときは、会議を招集しなければならない。

5 審議会は、社会福祉法（昭和26年法律第45号）第12条第2項の規定により読み替えて適用される同法第11条第1項若しくは第2項の規定により専門分科会を置いたとき又は社会福祉法施行令（昭和33年政令第185号）第3条第1項の規定により身体障害者福祉専門分科会に審査部会を設けたときは、当該専門分科会又は審査部会の決議をもって審議会の決議とする。ただし、当該専門分科会（同法第11条第1項に規定する民生委員審査専門分科会を除く。）又は審査部会の決議をもって審議会の決議とすることが適当でないと審議会の委員長が認める場合は、この限りでない。

- 6 審議会に、特別の事項を調査審議させるため必要があるときは、臨時委員を置くことができる。
- 7 臨時委員は、市長が委嘱し、又は任命する。
- 8 臨時委員を委嘱し、又は任命した場合の審議会における第3条第5項及び第6項の規定の適用については、これらの規定中「委員」とあるのは「委員及び臨時委員」とする。
- 9 臨時委員は、当該特別の事項に関する調査審議が終了したときは、解嘱され、又は解任されるものとする。

別表（第1条関係、第2条関係）

附属機関の属する執行機関等	根拠規定	附属機関	担当事務	委員総数の上限	構成
市長	社会福祉法第7条第1項及び第12条第1項	西宮市社会福祉審議会	市民の社会福祉に関する事項(児童福祉に関する事項を含む。)についての調査及び審議	50人	学識経験者 市議会議員 社会福祉事業に従事する者
略					

2) 西宮市社会福祉審議会規則

(趣旨)

第1条 この規則は、西宮市附属機関条例（平成25年西宮市条例第3号）に規定する西宮市社会福祉審議会（以下「審議会」という。）の組織及び運営について、必要な事項を定める。〔3〕

(専門分科会)

第2条 審議会に社会福祉法（昭和26年法律第45号。以下「法」という。）第12条第2項の規定により読み替えて適用される法第11条第1項及び第2項の規定により、次の各号に掲げる専門分科会を置くものとし、それぞれ当該各号に定める事項を調査審議するものとする。

- (1) 民生委員審査専門分科会 民生委員の適否の審査に関する事項
- (2) 身体障害者福祉専門分科会 身体障害者の福祉に関する事項
- (3) 児童福祉専門分科会 児童の福祉に関する事項
- (4) 高齢者福祉専門分科会 高齢者の福祉に関する事項

〔4〕

2 専門分科会（民生委員審査専門分科会を除く。）に属すべき委員及び臨時委員は、委員長が指名する。

(専門分科会の運営)

第3条 専門分科会に専門分科会長を置き、専門分科会長は、専門分科会に属する委員及び臨時委員の互選によって定める。

- 2 専門分科会長は、専門分科会の事務を掌理する。
- 3 専門分科会長に事故があるとき、又は専門分科会長が欠けたときは、専門分科会長があらかじめ指名する委員又は臨時委員がその職務を代理する。
- 4 専門分科会の会議は、専門分科会長が招集し、その会議の議長となる。ただし、専門分科会長を互選する会議は、市長が招集する。
- 5 専門分科会長は、専門分科会に属する委員の4分の1以上の者から審議すべき事項を示して請求があるときは、専門分科会を招集しなければならない。
- 6 専門分科会は、専門分科会に属する委員及び議事に関係のある臨時委員の半数以上の出席がなければ、会議を開くことができない。
- 7 専門分科会の会議の議事は、出席した委員及び議事に関係のある臨時委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

〔4〕

(審査部会)

第4条 社会福祉法施行令（昭和33年政令第185号）第3条第1項の規定により、身体障害者福祉専門分科会に身体障害者審査部会（以下「審査部会」という。）を設ける。〔4〕

- 2 審査部会に審査部会長を置き、審査部会長は、審査部会に属する委員及び臨時委員の互選によって定める。
- 3 前条第2項から第4項まで、第6項及び第7項の規定は、審査部会について準用する。〔4〕

(審査部会の決議の特例)

第5条 審査部会は、急施を要するため、会議を招集するいとまがないと認めるときは、持回りにより決議することができる。〔4〕

(庶務)

第6条 審議会の庶務は、健康福祉局福祉総括室地域共生推進課において処理する。〔1〕〔2〕〔4〕
〔5〕

(補則)

第7条 この規則に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関して必要な事項は、市長が別に定める。〔4〕

付 則

この規則は、平成20年4月1日から施行する。

付 則 (平成20年3月31日西宮市規則第85号〔1〕西宮市事務分掌規則等の一部を改正する規則9条による改正付則)

この規則は、平成20年4月1日から施行する。

付 則 (平成24年3月30日西宮市規則第72号〔2〕西宮市副市長事務分担規則等の一部を改正する規則6条による改正付則)

この規則は、平成24年4月1日から施行する。

付 則 (平成25年7月31日西宮市規則第10号〔3〕市長の附属機関の委員の構成別の定数等に関する規則等の一部を改正する等の規則2条による改正付則)

この規則は、平成25年8月1日から施行する。

付 則 (平成26年3月28日西宮市規則第45号〔4〕)

この規則は、公布の日から施行する。

付 則 (平成26年3月31日西宮市規則第76号〔5〕西宮市副市長事務分担規則等の一部を改正する規則8条による改正付則)

この規則は、平成26年4月1日から施行する。

3) 高齢者福祉専門分科会委員名簿（敬称略）

区分	役職	委員氏名	職業等	備考
学 識 経 験 者	会長	松端 克文	武庫川女子大学 心理・社会福祉学部 心理・社会福祉学科 教授	
	会長 職務代理	藤原 慶二	関西福祉大学 社会福祉学部 社会福祉学科 教授	
	委員	加藤 由美子	認知症介護者の会「さくら会」会長	臨時
	委員	金光 伴訓	公募市民	臨時
	委員	柴原 祐子	公募市民	臨時
	委員	中川 尚美	西宮市薬剤師会会長	臨時
	委員	中坪 信也	西宮市歯科医師会会長	臨時
	委員	福井 威志	西宮市医師会副会長	臨時
社 会 福 祉 事 業 関 係 者	委員	荒巻 勲	西宮市老人クラブ連合会副理事長	
	委員	檜原 一仁	兵庫県老人福祉事業協会阪神ブロック役員	
	委員	原田 慎一	西宮市民生委員・児童委員会副会長	
	委員	福田 洋平	甲山地域包括支援センター センター長	
	委員	毎田 糸美	兵庫県シルバーサービス事業者連絡協議会副会長	
	委員	水田 宗人	西宮市社会福祉協議会理事長	
	委員	満永 啓太	西宮市ケアマネジャー協会会長	臨時
	委員	吉田 聖名子	訪問看護ステーションネットワーク西宮 副会長	臨時
市 議 会 議 員	委員	宮本 けいこ	市議会議員	
	委員	たかの しん	市議会議員	R5.6.1～
	委員	うえだ あつし	市議会議員	～R5.4.30

6. 用語解説

あ行

IADL

手段的日常生活動作 (Instrumental Activities of Daily Living) の略。掃除などの家事、買い物、服薬や金銭管理など、複雑な日常生活動作のこと。

ICT

情報通信技術 (Information & Communication Technology) の略。「IT」(Information Technology) もほぼ同義として用いられるが、国際的にはICTの方が広く使われている。

アセスメント

適切な方法により、利用者について、その有する能力、その置かれている環境等の評価を通じて利用者が現に抱える問題点を明らかにし、利用者が自立した日常生活を営むことができるように支援するうえで解決すべき課題を把握すること。

か行

介護相談員

介護施設等の介護サービスの提供の場を訪ね、サービスの利用者の話を聞き、相談に応じる等の活動を行う人。活動を行うために必要な一定水準の研修を受けている。

介護予防・生活支援員

介護予防・日常生活支援総合事業で実施する「家事援助限定型訪問サービス」を提供する担い手のこと。市の養成研修を受講すれば正式な資格が得られ、家事援助限定型訪問サービスを実施する事業所に採用されると、介護予防・生活支援員として働くことができる。(ヘルパーの有資格者は、研修受講は不要)

介護予防サポーター

介護予防サポーター養成講座を修了した人で、西宮いきいき体操の活動実施を支援する人。

外部評価

サービスの質の確保を目的として、認知症対応型共同生活介護事業所が定期的に都道府県の認証した評価機関の実施する第三者評価を受け、その結果を公開する制度のこと。条例の規定により外部評価を受けることが義務とされているサービス以外についてもサービス向上のため受審することが望まれている。

キャラバン・メイト

「認知症サポーター養成講座」の講師。市・県等が開催するキャラバン・メイト養成研修を受講し、登録する必要がある。

KDBシステム

正式名称が国保データベースシステムの略。県の国民健康保険団体連合が国民健康保険加入者や後期高齢者の検診や医療情報など、個人の健康に関するデータを把握するシステム。

軽費老人ホーム（ケアハウス）

60歳以上の人（夫婦で入所する場合はどちらかが60歳以上）が、家庭環境、住宅事情などの理由により居宅で生活することが困難な場合に比較的低額な料金で入所できる施設。

権利擁護推進員

高齢者・障害者権利擁護支援センター等が行う権利擁護に関する普及・啓発等に協力する人。

合計所得金額

地方税法第292条第1項第13号に規定する金額。ただし、平成30年度（2018年度）保険料算定においては、租税特別措置法に規定される長期譲渡所得又は短期譲渡所得に係る特別控除額を控除し、非課税者は年金所得を控除する。

高齢者・障害者権利擁護支援センター

介護や福祉のサービスを選ぶことや契約することが難しい認知症高齢者や、知的・精神に障害のある人などに対して、成年後見制度利用などの権利擁護に関する相談や支援を実施することを目的に西宮市が設置している機関。

高齢者あんしん窓口

地域包括支援センターの西宮市における呼称。高齢者が住み慣れた地域で、安心して生活を継続できるよう、どのような支援が必要かといった状況の把握を行い、日常生活に必要な課題を整理するとともに、介護サービスにとどまらず、介護保険制度外のサービス、関係機関、必要な制度への利用等につなげて支援を行う機関で、15の日常生活圏域ごとに設置されている。

さ行

在宅療養相談支援センター

地域の在宅医療・介護の連携拠点として、医療・介護関係者に対する退院支援や在宅療養の総合的な支援を実施するほか、地域住民への在宅医療・介護の普及啓発を図る役割を担う機関で、5つの地域包括ケア連携圏域ごとに設置されている。

市民後見人

成年後見制度において、裁判所が選任した専門職以外の第三者後見人（補助人・保佐人を含む）のこと。地域で暮らす判断能力の不十分な認知症高齢者等の権利擁護を図るため、身近な地域で権利擁護の観点から支援を行う社会貢献の精神をもった市民。

障害者あんしん相談窓口

障害者やその家族の地域における生活を支援するため、福祉サービスの利用相談や介護相談及び情報提供などの総合的な相談窓口。市より委託をうけて運営される相談窓口と、個別給付のサービス等利用計画案、障害児支援利用計画案等の作成を担うことを通じて利用できる相談窓口がある。

小地域福祉活動

身近な小地域（小学校圏域等）を単位として、近隣の人々が行う見守り活動や支援活動など、福祉活動の総称。

自立に向けたケアマネジメント会議（地域ケア個別会議）

地域ケア会議の「地域ケア個別会議」の位置づけで、高齢者あんしん窓口主催で行う会議。多職種の協議を通じて自立支援型ケアマネジメントの充実を図り、高齢者の生活の質の向上をめざし、地域包括ケア連携圏域ごとで開催。構成員は、高齢者あんしん窓口、事例提供者、事例にサービス提供する事業者、リハビリテーション専門職、管理栄養士、薬剤師、市職員、その他必要に応じた専門職。

生活援助員（LSA）

介護保険施設や通所介護事業の職員で、公営住宅におけるシルバーハウジング住宅等で高齢者の見守り活動や一時的な家事援助、緊急時の対応、関係機関等との連絡などを行う人。

生活困窮者自立支援相談窓口

失業などにより経済的な困窮状態にある人などを対象として、専門の相談支援員が個別の支援プランを作成し、就労支援を始めとする必要な支援を実施することで、困窮状態からの早期脱却を図る相談窓口。

生活支援員

日常生活自立支援事業（福祉サービス利用援助事業）において、利用者のサービス利用や金銭管理に関する支援を行う人。

生活支援コーディネーター

住民同士による生活支援を行う担い手の発掘・養成などを行うとともに地域資源の開発や、地域の多様な主体のネットワークの構築に向け、そのコーディネート機能を担うために配置される職員。

成年後見制度

認知症や知的障害、精神障害などの理由により判断能力が不十分なために自分自身の権利を守るのが困難な人を支援する制度。その人の意志を尊重した財産管理やサービス利用のための契約などをサポートする。

検索協力者（認知症SOSメール配信事業）

認知症SOSメール配信事業において、認知症の人が行方不明になった場合、日常生活のなかで無理のない範囲で検索する人。検索協力者として登録することで、行方不明者の情報が閲覧できるSOSメールが配信される。

た行

団塊の世代

昭和22年（1947年）から昭和24年（1949年）ごろの第1次ベビーブーム時代に生まれた世代。

団塊ジュニア世代

昭和46年（1971年）から昭和49年（1974年）ごろの第2次ベビーブーム時代に生まれた人々。団塊の世代の子供にあたる世代。

地域共生社会

制度・分野ごとの縦割りや「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が我が事として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて『丸ごと』つながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会のことを言う。

地域ケア会議

保険者又は高齢者あんしん窓口及び地域住民等が主催し、地域のいろいろな関係者が参画し、地域課題に応じた施策を展開していくために行う会議。

個別事例の検討を通じて、多職種協働によるケアマネジメント支援を行うとともに、地域のネットワーク構築につなげるなど、高齢者の支援にかかわる諸活動を、総合的に調整、推進することを目的に行う。

地域ケア個別会議

個別事例のニーズや課題を関係者等で共有し、具体的な支援の方策の検討等を行う地域ケア会議。「自立に向けたケアマネジメント会議」のほか困難事例等についての検討も随時行う。

地域ケア連携会議

「地区ネットワーク会議」を参照。

地域包括ケアシステム

高齢者が可能な限り住み慣れた地域で、その有する能力に応じて、自立した日常生活を営むことができるよう、医療、介護、介護予防、住まい及び自立した日常生活への支援が包括的に確保される体制と定義されており、市町村や都道府県が、地域の自主性や主体性に基づき、地域の特性に応じてつくり上げていくことが必要となっている。

地区社会福祉協議会

地域福祉活動をすすめていくことを目的に、概ね小学校区の身近な圏域（市内35地区）に設置されている住民組織。各地区ではそれぞれ地域性に応じて、住民の手による助け合い活動が展開されている。

地区ネットワーク会議（地域ケア連携会議）

地区社会福祉協議会域において、地域住民が主体となり、日常における見守り等の活動について、情報交換と共有を図るとともに、地域のニーズの把握・課題整理、課題解決の取り組みとして活動や事業の開発を各専門機関と連携して行う場。

地区によって構成員は異なるが、地区社会福祉協議会、民生委員・児童委員、自治会、老人クラブ、各福祉専門相談支援機関、地域内の当事者団体関係者、ボランティア活動者、福祉事業所・施設等で構成されている。

地区ボランティアセンター

地区社会福祉協議会活動のひとつで、「相談・情報提供」、「ボランティア活動の普及推進」、「ボランティアによる生活支援や地区ボランティアセンターの拠点機能を活用した支援」、「個人や各種地域団体及び専門機関とのコーディネート」の4つの機能を有する機関。

地区によって、開設曜日・時間が異なる。

な行

西宮いきいき体操

地域住民がグループで、身近な場所において行う高齢者向けの筋力向上を目的とした体操。手首や足首におもりをつけ、DVDの映像にあわせて行う。おもりの量を調整したり、座って体操することによって、体力に自信がない方も一緒に参加することができる。

認知症カフェ

認知症の人やその家族、地域住民、専門職などが気軽に集える場。

認知症ケアパス（西宮市版認知症ケアパス）

認知症の人が相談できる窓口や利用ができるサービス、参加可能な地域活動をまとめたもの。認知症になる前の予防の段階から、症状が進行していった段階に応じて、社会資源を掲載しており、本市では「西宮市認知症サポートべんり帳」として配布。

認知症サポーター

認知症を正しく理解し、認知症の人やその家族をあたたく見守る応援者。キャラバン・メイドが実施する「認知症サポーター養成講座」を受講する必要がある。

認知症疾患医療センター

認知症疾患に関する鑑別診断、周辺症状と身体合併症に対する急性期治療、専門医療相談等を実施するとともに、地域保健医療・介護関係者への研修等を実施することを目的として都道府県及び指定都市が設置する専門医療機関。

認知症初期集中支援チーム

認知症になっても本人の意思が尊重され、できる限り住み慣れた地域で暮らし続けることができるよう、認知症が疑われる人や認知症の人、及びその家族を医療や福祉の専門職が訪問するなどし、集中的（概ね6か月）に支援を行い、自立生活のサポートを行う機関。

は行

バリアフリー

障害のある人などが社会生活をしていくうえで障壁（バリア）となるものを取り除くことをいう。段差の解消や手すりの設置といった物理的障壁の除去だけでなく、より広く、すべての人の社会生活を困難にしている社会的、制度的、心理的なすべての障壁を除去するという意味でも用いられる。

ボランティアセンター

ボランティア活動についての相談、情報の提供、活動先の紹介、ボランティア活動をしたい人と受けたい人のニーズの調整やボランティア災害共済の受付などを行う機関。西宮市社会福祉協議会に設置されている。

ま行

看取り

近い将来に死に至ることが予見される方に対し、その身体的・精神的苦痛、苦悩をできるだけ緩和し、死に至るまでの期間、その人なりに充実して納得して生き抜くことができるように、日々の暮らしを営めることを目的として援助すること。

みやっこケアノート

医療や介護が必要となった方でも、住み慣れた地域で自分らしい在宅生活を送ることができるよう、本人・家族をはじめ、医療や介護などの関係者で情報の共有や交換をするためのノート。

民生委員・児童委員

民生委員法に基づいて厚生労働大臣から委嘱された非常勤の地方公務員で、地域住民の立場から生活や福祉全般に関する相談・援助活動を行っている。すべての民生委員は児童福祉法により児童委員も兼ねるため、民生委員・児童委員と呼ばれる。

メディカルケアネット西宮

医療関係者・介護関係者等多職種の代表者により設置された「西宮市在宅医療・介護連携推進協議会」のこと。

メディカルケアネット西宮では、「在宅医療・介護の連携及び推進」「在宅看取りの推進」「多職種のネットワーク化」などに関する取組を実施。

や行

養護老人ホーム

介護の必要のないおおむね 65 歳以上の高齢者が、環境上の理由や経済的理由などにより居宅において養護を受けることが困難な場合に入所できる施設。

ライフステージ

人間の成長を色々な考え方に基づいて分けた、それぞれの人生の段階のことをいう。例えば、乳児期・幼児期・児童期・思春期・青年期・壮年期・老年期といった区分がよく用いられ、それぞれの段階ごとに、節目となるような経験をし、特徴的な悩みや問題などがある。

西宮市高齢者福祉計画・西宮市介護保険事業計画

令和6年(2024年)3月

西宮市健康福祉局福祉部 高齢介護課

〒662-8567 兵庫県西宮市六湛寺町10番3号

TEL:0798-35-3314 FAX:0798-34-2372